

# 立川市第 6 次男女平等参画推進計画

平成 27（2015）年

立 川 市



## 目 次

|                                              |        |
|----------------------------------------------|--------|
| 第1章 計画の基本的な考え方 .....                         | - 1 -  |
| 1 計画策定の背景 .....                              | - 1 -  |
| (1) 国の動き .....                               | - 1 -  |
| (2) 東京都の動き .....                             | - 1 -  |
| (3) 立川市の動き .....                             | - 2 -  |
| 2 計画の目的 .....                                | - 3 -  |
| 3 計画の位置づけ .....                              | - 3 -  |
| 4 計画の期間 .....                                | - 3 -  |
| 第2章 計画の基本テーマの設定 .....                        | - 5 -  |
| 第3章 基本テーマごとの施策と事業 .....                      | - 7 -  |
| 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり .....                 | - 7 -  |
| 施策1 男女平等参画の意識づくり .....                       | - 9 -  |
| 施策2 人権の意識づくり .....                           | - 10 - |
| 基本テーマⅡ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 .....       | - 11 - |
| 施策1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境づくり ..... | - 15 - |
| 施策2 男女の多様な働き方のための子育て支援 .....                 | - 17 - |
| 施策3 男女の多様な働き方のための介護支援 .....                  | - 18 - |
| 基本テーマⅢ 雇用の場における男女平等参画の推進 .....               | - 19 - |
| 施策1 女性のチャレンジ支援 .....                         | - 22 - |
| 施策2 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保 .....               | - 23 - |
| 施策3 多様な働き方への支援 .....                         | - 23 - |
| 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止 .....                    | - 24 - |
| 施策1 暴力の未然防止と早期発見 .....                       | - 31 - |

|                             |                         |        |
|-----------------------------|-------------------------|--------|
| 施策２                         | 相談の場の提供 .....           | - 32 - |
| 施策３                         | 被害者の自立支援.....           | - 33 - |
| 基本テーマⅤ                      | あらゆる分野での男女平等参画の推進 ..... | - 35 - |
| 施策１                         | 女性の参画促進 .....           | - 36 - |
| 施策２                         | 計画の推進 .....             | - 37 - |
| 指標と目標値 .....                |                         | - 38 - |
| 市民・地域・事業者・行政の役割 .....       |                         | - 40 - |
| 男女平等参画推進の国・東京都・立川市の動き ..... |                         | - 46 - |
| 資                           | 料 .....                 | - 48 - |

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 国の動き

国は、男女共同参画の実現に向け平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけました。この法律に基づき平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22（2010）年に2回目の見直しが行われ、同年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

その中で ①女性の活躍による経済社会の活性化 ②男性、子どもにとっての男女共同参画 ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応 ④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤地域における身近な男女共同参画の推進 の5つの視点を改めて強調して掲げています。

また、この計画を実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標や期限を設定するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子ども・子育て支援、人権施策などの関連施策との密接な連携を図るとしてしています。

雇用労働については、平成18（2006）年に男女雇用均等法が改正され、性別を理由とする差別の禁止の範囲の拡大や婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益扱いの禁止、女性労働者に係わる措置に関する特例などが盛り込まれました。

また、平成21（2009）年には、男性も子育てができる働き方や仕事と介護の両立支援を促進するため育児・介護法が改正されました。

配偶者暴力については、平成19（2007）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村による基本計画の策定が努力義務となりました。

また、平成25（2013）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称が改正され、生活の本拠を共にし、交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても適用されることになりました。

#### (2) 東京都の動き

東京都は、平成12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画」を

チャンス&サポート東京プラン2002」を策定しました。

この計画を平成24（2012）年に見直した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」では、

- ① 働く場における男女平等参画の促進
- ② 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現
- ③ 特別な配慮を必要とする男女への支援
- ④ 配偶者からの暴力の防止

の4つを重点課題としました。

なお、④は同年に見直しされた「東京都配偶者暴力対策基本計画」として、位置づけています。

### （3）立川市の動き

立川市では、昭和63（1988）年に「立川市婦人（女性）行動計画」を策定しました。平成6（1994）年10月には男女平等社会実現のための活動の拠点として「立川市女性総合センター・アイム」を開設しました。

平成8（1996）年に「立川市第2次女性行動計画」を策定し、同年10月に東京都で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成12（2000）年に「立川市第3次男女共生社会推進計画」、平成17（2005）年に「立川市第4次男女共生社会推進計画」、平成22（2010）年に「立川市第5次男女平等参画推進計画」と計画の改定を重ね、その間、平成19（2007）年には「立川市男女平等参画基本条例」を制定し、女性総合センター・アイムで活動する市民団体と連携しさまざまな事業を展開してきました。

女性総合センター・アイムでは意識啓発事業の実施、講演会の開催や団体活動を支援するほか、女性のためのカウンセリング相談事業を行っています。また、年1回発行する情報紙「アイム」を全戸配布し、男女平等参画に関する情報発信を行っています。

配偶者等からの暴力被害者の実態は過酷化・深刻化し、減少する兆しはみえません。立川市においては、市民からの相談件数は平成23（2011）年度259件であったのに対し、平成24（2012）年度454件、平成25（2013）年度444件と増加しています。

また、平成23（2011）年度に行った市民意識調査によると、結婚経験のある市民の30.1%が被害経験ありと回答しており、引き続き対策の強化が求められています。配偶者等からの暴力の防止は、人権の擁護と男女平等の実現を図るために重要な課題となっています。

## 2 計画の目的

男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を負う、男女平等参画のために必要な施策を、総合的に推進していくことを目的としています。

計画の推進により、男女が互いの人権を尊重し、平等に、豊かにいきいきと暮らす男女平等参画社会の実現を目指します。

## 3 計画の位置づけ

この計画は、立川市男女平等参画基本条例第9条に基づく男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、立川市第4次長期総合計画・前期基本計画の個別計画として策定します。

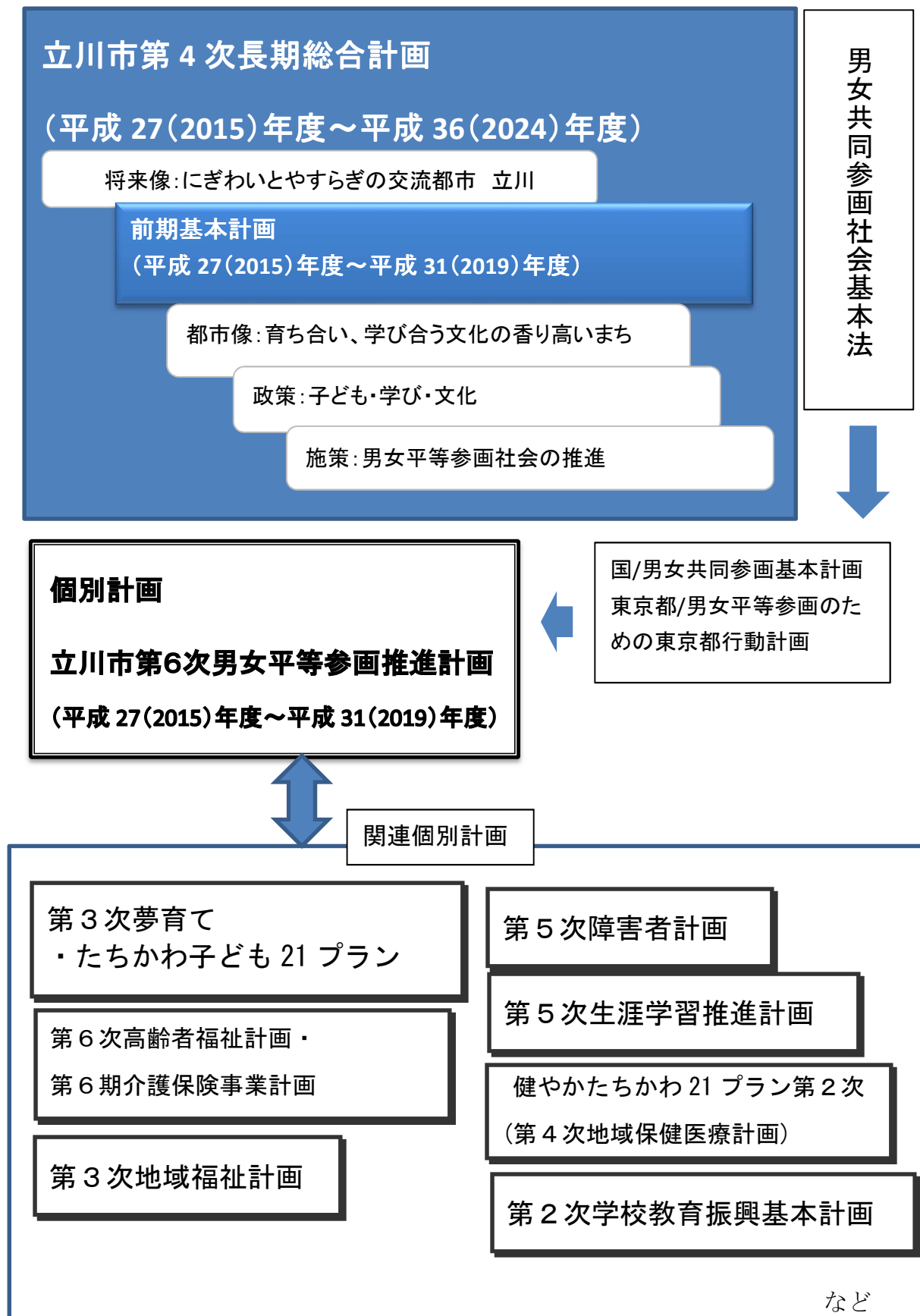
男女平等参画はあらゆる分野に共通する課題であり、関連する他の個別計画においても、男女平等参画の理念に基づき取組を進めます。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として策定します。

さらに、この計画のうち、基本テーマⅣ「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」としても位置づけています。

## 4 計画の期間

計画の期間は、第4次長期総合計画・前期基本計画の計画期間と合わせ、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。



## 第2章 計画の基本テーマの設定

### 設定の根拠

日本国憲法では「法の下での平等」がうたわれ、男女共同参画基本法では「男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題と位置づけています。

しかし、市民意識調査等からみても、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、いまだに慣習、通念として人々の中に根強く残っており、男女平等の意識の浸透と確立の阻害要因となっています。固定的性別役割分担意識は、本人には責任のない「性別」という要因で社会や家庭でさまざまな人権侵害や差別をつくりだしてきました。

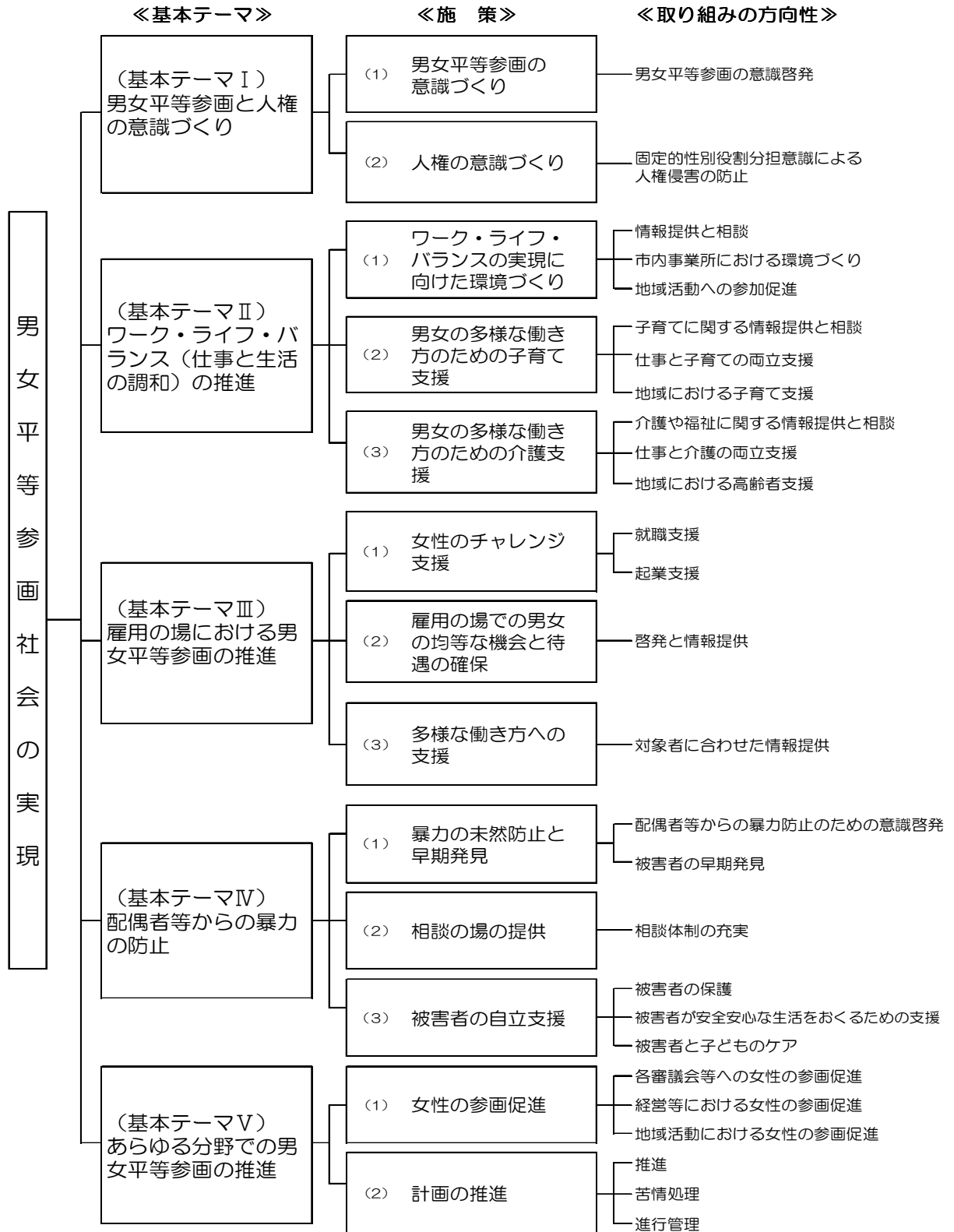
男女平等参画社会の実現のためには、こうした意識の解消とあわせて、男女が共に家庭や仕事、地域活動などのあらゆる分野で、平等で自分らしい生き方を選択できる環境づくりが必要です。

また、配偶者やパートナー等からの暴力は、被害者の多くが女性であり、重大な人権侵害となっていますが、その件数は依然として多く、予防と早期発見、被害者支援がますます重要となっています。

計画の策定にあたっては、以上の状況をもとに、次の5つの基本テーマを設定しました。

- I 「男女平等参画と人権の意識づくり」
- II 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」
- III 「雇用の場における男女平等参画の推進」
- IV 「配偶者等からの暴力の防止」
- V 「あらゆる分野での男女平等参画の推進」

第6次男女平等参画推進計画の体系図



## 第3章 基本テーマごとの施策と事業

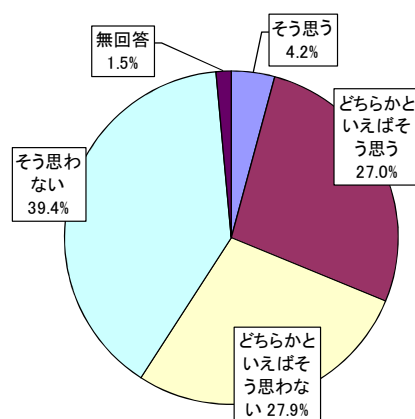
### 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

#### 現状と課題

男女平等参画社会の実現の妨げになっているのは、人々の意識の中で長い時間をかけて形づくられてきた固定的性別役割分担意識です。

立川市の平成 26（2014）年度に行った市民満足度調査<sup>1)</sup>で、「あなたは、『男は仕事、女は家庭』という考え方について、どのように思いますか。（1つを選択）」と聞いたところ、「そう思う」が 4.2%、「どちらかといえばそう思う」が 27.0%、合わせて 31.2%の市民が『男は仕事、女は家庭』と考えており、いまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っている状況です。

|     | 回答             | 回答数 | 構成比    |
|-----|----------------|-----|--------|
| (1) | そう思う           | 37  | 4.2%   |
| (2) | どちらかといえばそう思う   | 238 | 27.0%  |
| (3) | どちらかといえばそう思わない | 246 | 27.9%  |
| (4) | そう思わない         | 347 | 39.4%  |
|     | 無回答            | 13  | 1.5%   |
|     | 計              | 881 | 100.0% |



市民満足度調査（平成 26（2014）年度立川市）

性別にかかわらず、すべての人が平等であるという意識を育てるためには、継続的な意識啓発と幼少期からの啓発が必要です。

女性総合センター・アイムでは固定的性別役割分担意識の解消に向け、市民団体と協働し男女平等フォーラムや講座等の実施、情報紙アイムでの啓発・情報提供を行い、意識啓発を図っています。また、学校教育においても、固定的性別役割分担意識にとらわれない、一人ひとりが主体的に進路を選択できるよう男女平等教育を推進します。

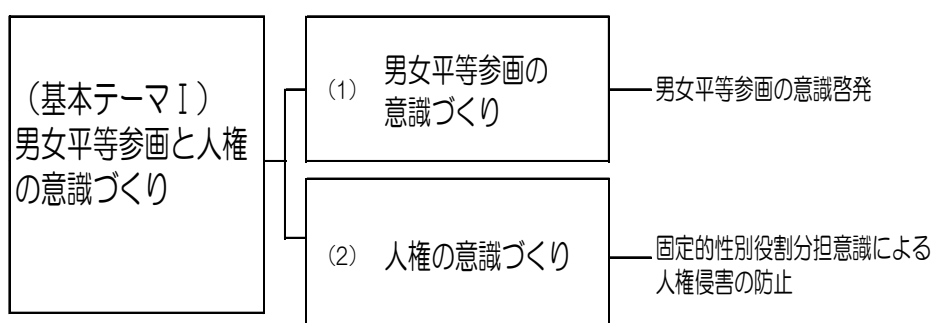
<sup>1)</sup> 市民満足度調査（平成 26（2014）年度立川市）：対象者（市内在住 18 歳以上の男女 2,500 人）抽出方法（各町の人口規模、年代構成、男女比を比例配分の上、無作為抽出）調査期間（平成 26（2014）年 4 月 1 日～5 月 31 日）有効回収数・回収率（881 件、35.24%）

固定的性別役割分担意識の解消とともに、すべての人々が平等で、男女にかかわらず一人ひとりが「違う」ことを認識し、その人の生き方が尊重されるよう人権尊重の理念への理解を深めることが大切です。

性的少数者<sup>2)</sup> に対する差別的取り扱いは、現在は、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

また、男女平等参画社会の形成には、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手を思いやって生きることが前提です。男女が正しい知識をもち、女性が安全な妊娠・出産を迎えられるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>3)</sup> の意識が浸透するよう、意識啓発や情報提供を行います。

インターネットを始め携帯電話やスマートフォン等が普及し、さまざまな情報を簡単に手に入れたり、発信したりすることが可能となりました。インターネットによる人権侵害の問題、有害な情報に触れる危険性等、メディアが社会や生活に及ぼす影響が問題になっており、情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるようメディア・リテラシー<sup>4)</sup> の向上が必要となっています。



<sup>2)</sup> 性的少数者：同性愛者や両性愛者、心と体に違和感を覚える人の総称

<sup>3)</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関わる健康と権利

<sup>4)</sup> メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引出し、真偽を見抜き、活用する能力

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策1 男女平等参画の意識づくり

(目標)

すべての人が平等であるという意識を醸成し、男女平等参画社会を実現するため、男女平等フォーラムや講座、情報紙アイム、研修等さまざまな方法で男女平等参画についての啓発を行います。

学校教育においては道德教育、人権教育を通じて、性別にかかわらず、すべての人が平等であるという意識を育み、子どもの頃から男女平等参画の理解を促進します。

#### 男女平等参画の意識啓発

| 事業<br>(新規事業★) |                   | 事業の内容                                                          | 事業実施課<br>(新規事業課★)     |
|---------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1             | 啓発イベントや啓発講座・研修の実施 | 男女平等フォーラムや市民企画活動事業のほか、市民交流大学等の各種啓発事業を開催します。                    | 男女平等参画課<br>生涯学習推進センター |
|               |                   | 男女平等参画への理解を深め、行政運営に活かし、実践できるよう意識啓発や情報提供を行います。                  | 人事課                   |
| 2             | 情報紙・広報紙等による啓発     | 情報紙アイムや広報たちかわ等により啓発と情報提供を行います。                                 | 男女平等参画課<br>広報課        |
| 3             | 学校教育分野での取り組み      | 男女が平等でお互いに理解・協力し合う教育を推進するとともに、教職員に対し男女平等参画への理解を深めるための研修を実施します。 | 指導課                   |

## 施策2 人権の意識づくり

### (目標)

固定的性別役割分担意識を解消し、すべての人が平等でありその人らしい生き方が尊重されるよう意識啓発や研修等を行います。性的少数者への偏見や差別、学校生活でいじめが起きないように理解を深めるための啓発を行います。

また、男女がお互いの身体的性差を理解し思いやりを持って生きていくため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発や情報提供を行います。

情報社会の中で、固定的性別役割分担意識や人権侵害につながる情報も氾濫しています。さまざまな情報を主体的に収集・判断できる能力を育成するため啓発を行うとともに、学校教育においても情報教育、メディア・リテラシーの向上に取り組みます。

### 固定的性別役割分担意識による人権侵害の防止

| 事業<br>(新規事業★) |                         | 事業の内容                            | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 4             | ★性的少数者への理解を深める啓発        | 性的少数者への理解を深めるため啓発を行います。          | 男女平等参画課           |
|               |                         | 教職員対象の人権教育研修等を通じ、性的少数者への理解を深めます。 | 指導課               |
| 5             | ★リプロダクティブ・ヘルス/ライツ意識の浸透  | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行います。     | 男女平等参画課           |
| 6             | ★メディア・リテラシーの向上のための啓発や教育 | メディア・リテラシーの向上のための啓発を行います。        | 男女平等参画課           |
|               |                         | 情報モラル、リテラシーに関する教育や教職員への研修を行います。  | 指導課               |

## 基本テーマⅡ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 現状と課題

平成 19（2007）年、仕事と生活の調和推進官民トップ会議<sup>5)</sup>において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 22（2010）年に改定しました。

憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

行動指針では、企業や働く者、国民や国や地方公共団体のそれぞれの取組が定められました。地方公共団体の取組として、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成の促進、積極的に取り組む企業に対する認定制度等の設定、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の展開、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成することが挙げられています。

立川市が平成 24（2012）年度に行った市民意向調査<sup>6)</sup>において家事や育児・介護の分担状況について聞いたところ、全て「主に女性」が最も多く、次いで「夫婦で協力」となっており、未だ家庭の仕事は女性が中心的に担っているのが現状です。回答を男女別に見ると、家事や介護の分担状況について認識の隔たりが見られます。（図表 1）

<sup>5)</sup> 仕事と生活の調和推進官民トップ会議：ワーク・ライフ・バランスの実現に官民が一体となって取り組むため、平成 19（2007）年 7 月設置。関係閣僚、地方自治体・経済界・労働界の代表と有識者で構成。

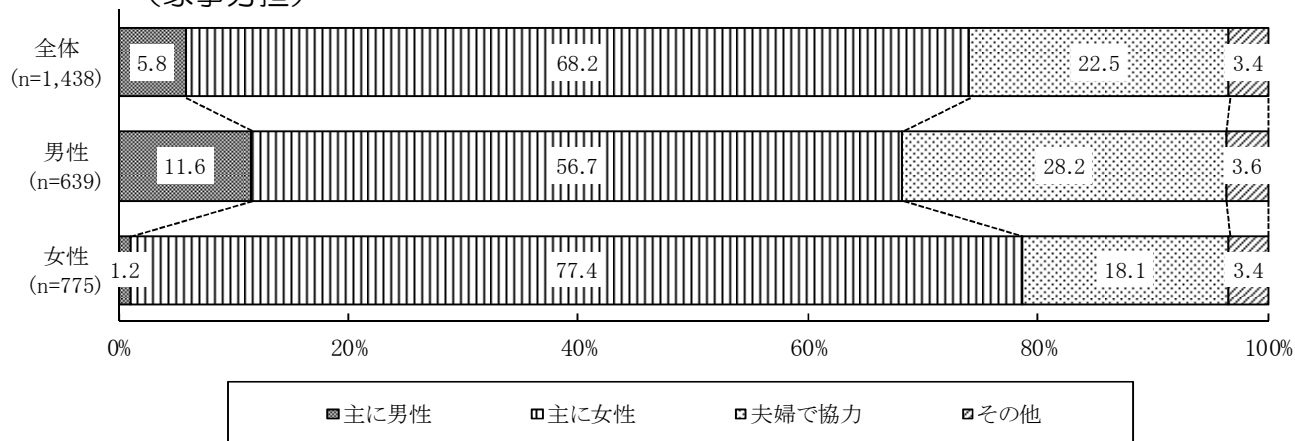
<sup>6)</sup> 市民意向調査(平成 24(2012)年度立川市):対象者(市内在住 18 歳以上の男女 3,000 人) 抽出方法(住民基本台帳から無作為抽出) 調査期間(平成 24(2012)年 11 月 24 日～12 月 12 日) 有効回収数・回収率(1,572 人、52.4%)

\* 図表中の n は、回答者総数または分類別の回答者数のことです。

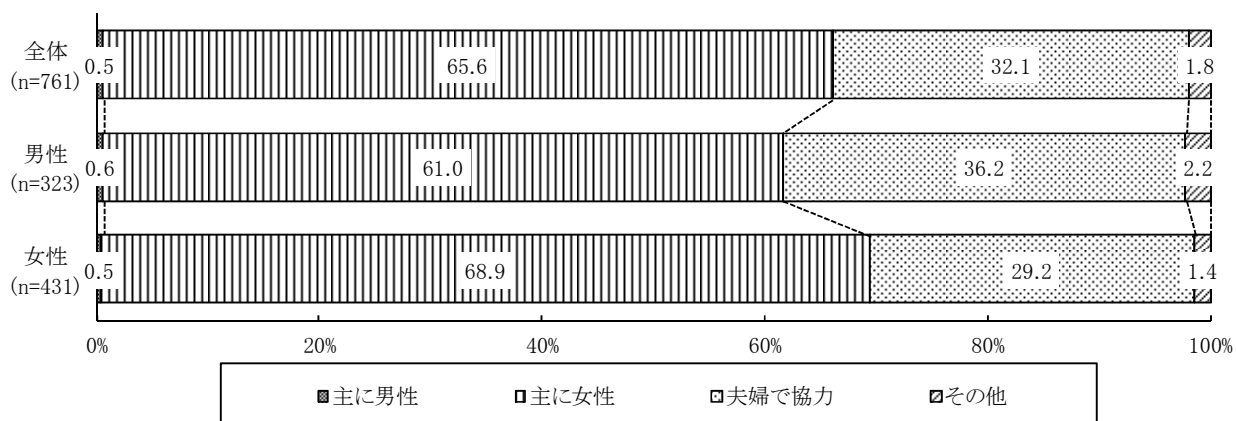
\* 総数は、性別についての無回答者も基数に含めているため、性別の基数の合計が総数と一致しない場合があります。

（図表 1）【あなたのご家庭では、次のこと（家事・育児・介護）について、主にどなたがしていますか。または、していましたか。各項目について、あてはまる選択肢から、お選びください。（○印は1つ）】

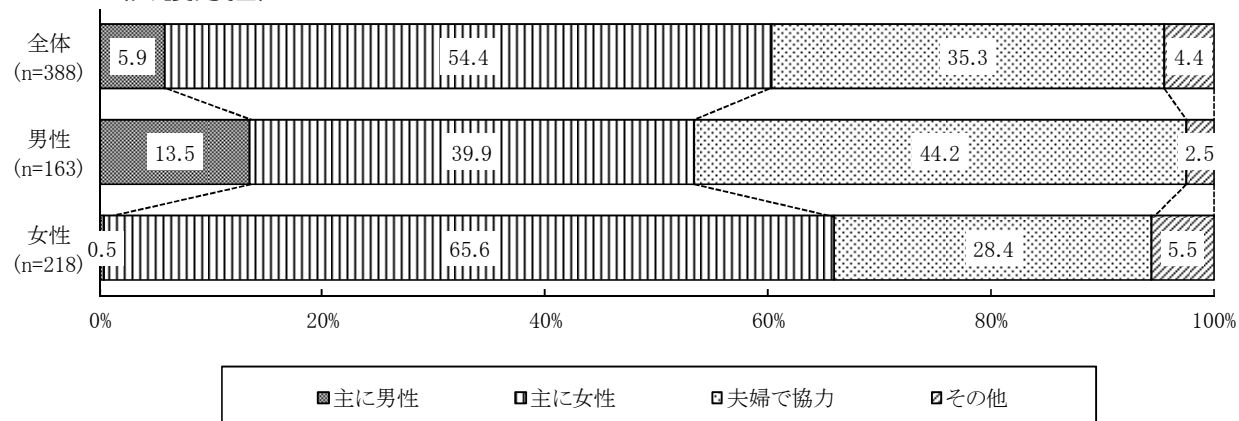
（家事分担）



（育児分担）



（介護分担）



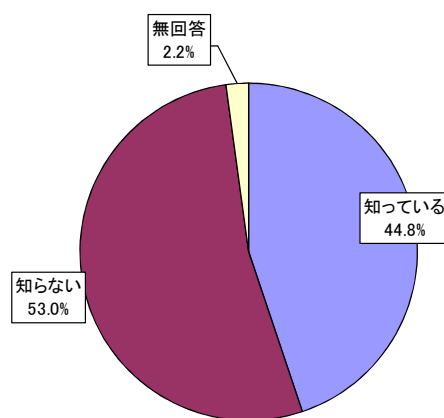
市民意向調査（平成 24（2012）年度立川市）

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

また、平成 26（2014）年度に行った市民満足度調査で「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っているか聞いたところ、「知っている」が 44.8%、「知らない」が 53.0%となり(図表 2)、「知っている」人のうち「ワーク・ライフ・バランスが実現できているか」の問いに、「思う・どちらかといえば思う」が 56.2%、「思わない・どちらかといえばそう思わない」が 41.5%でした。(図表 3)

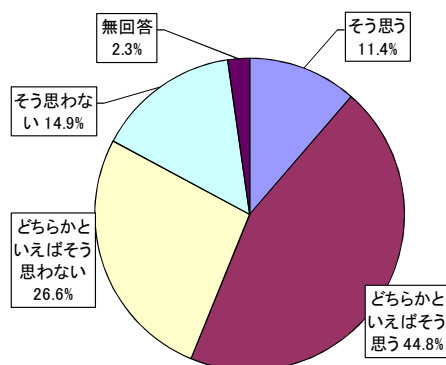
(図表 2) 【あなたは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っていますか。  
(1 つを選択)】

|     | 回答    | 回答数 | 構成比    |
|-----|-------|-----|--------|
| (1) | 知っている | 395 | 44.8%  |
| (2) | 知らない  | 467 | 53.0%  |
|     | 無回答   | 19  | 2.2%   |
|     | 計     | 881 | 100.0% |



(図表 3) 【「知っている」とお答えの方にお聞きします。ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思いますか (1 つを選択)】

|     | 回答             | 回答数 | 構成比    |
|-----|----------------|-----|--------|
| (1) | そう思う           | 45  | 11.4%  |
| (2) | どちらかといえばそう思う   | 177 | 44.8%  |
| (3) | どちらかといえばそう思わない | 105 | 26.6%  |
| (4) | そう思わない         | 59  | 14.9%  |
|     | 無回答            | 9   | 2.3%   |
|     | 計              | 395 | 100.0% |

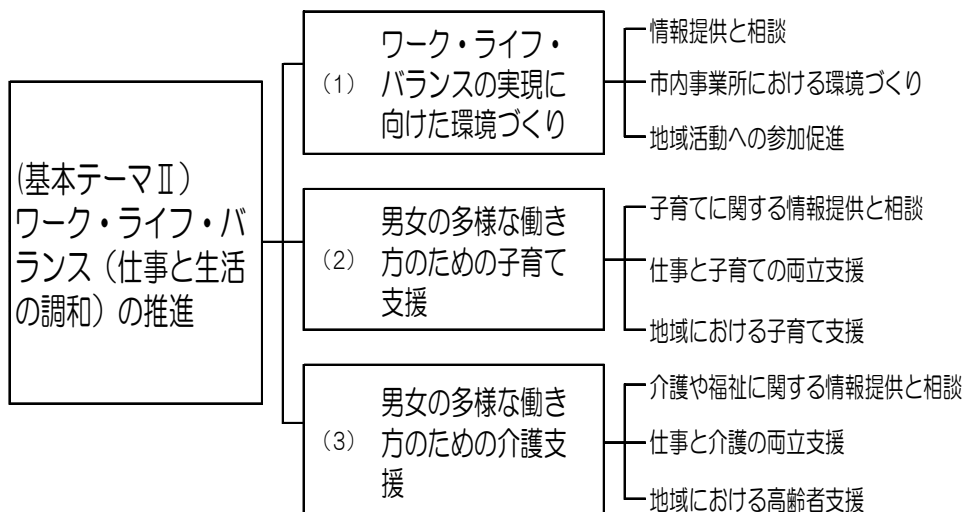


市民満足度調査(平成 26(2014)年度立川市)

立川市では平成24（2012）年度から事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ることを目的として「ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」を創設し、仕事と家庭の両立や男女共に働きやすい職場環境づくりの促進に努めている事業所を認定し、広報やホームページ等で取組の内容の紹介・周知を行っています。

また、セミナーや講座等で、男女が共に協力し家事・育児・介護を担いながら働き、自分自身を豊かにするための時間を確保することの大切さを広める意識啓発を図っています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識を解消するためのさらなる意識づくりと、男女が子育てや介護等個人の状況に応じた働き方・生き方ができる環境づくりや両立支援の充実が必要です。



### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境づくり (目標)

仕事と生活の調和が実現した社会を目指すため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女が働き方や生き方を見直し、共に家事・育児・介護・地域活動するための意識啓発、情報提供を行います。

また、男女が共に子育てや介護と両立しながら働き続けられるよう法律や制度の周知を行うとともに、市内の事業所に対しセミナー等を通じて、両立支援の取組等環境づくりを働きかけます。

#### 情報提供と相談

| 事業<br>(新規事業★) |                    | 事業の内容                                                                  | 事業実施課<br>(新規事業課★)                        |
|---------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 7             | 生き方や働き方を考える講座の開催   | 女性のためのキャリア・アップ講座などを実施し、女性も男性も、それぞれの意思や責任で多様な生き方や働き方が実現できるよう意識の啓発を行います。 | 男女平等参画課                                  |
| 8             | 男性を対象とした家事・育児講座の開催 | 男女が共に家事や育児・介護にかかわるように、主に男性向けの家事や育児教室等の講座を実施するほか、講座の情報等を提供します。          | 生涯学習推進センター<br>子育て推進課<br>男女平等参画課<br>健康推進課 |
| 9             | 育児や介護にかかわる法律の周知    | 育児や介護にかかわる法律の周知を図るため、関係機関から提供される資料の収集・配布を行います。                         | 男女平等参画課<br>産業観光課                         |
| 10            | カウンセリング相談の実施       | 不安や悩みごと、生き方などについて相談できる窓口として、女性総合センターでカウンセリング相談を実施します。                  | 男女平等参画課                                  |

市内事業所における環境づくり

| 事業<br>(新規事業★) |                              | 事業の内容                                                                | 事業実施課<br>(新規事業課★)       |
|---------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 11            | 働きやすい環境づくりに取り組む事業所の認定        | ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みを周知するため、働きやすい環境づくりに取り組んでいる事業所の認定を行います。           | 男女平等参画課<br>産業観光課        |
| 12            | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への働きかけ | 労働時間短縮や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に取り組むよう、事業所に対して働きかけを行います。 | 男女平等参画課<br>産業観光課<br>保育課 |
| 13            | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職員への働きかけ  | 市職員のワーク・ライフ・バランスに取り組む、地域貢献活動へ参加しやすい環境づくりを行います。                       | 人事課<br>教育総務課            |

地域活動への参加促進

|    |                    |                                                                     |       |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 14 | 自治会活動等への参加の呼びかけ    | 地域を生活の拠点としてとらえ、多様なライフスタイルを持った男女の自治会活動への参加をよびかけるため、自治会に関する情報提供を行います。 | 協働推進課 |
| 15 | 地域活動への参加促進のための情報提供 | 地域ボランティアや事業所の地域貢献活動を支援するため、関係機関と連携し、情報提供を行います。                      | 協働推進課 |

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策2 男女の多様な働き方のための子育て支援

##### (目標)

男女が共に多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現のためには、仕事と子育ての両立は大きな課題です。男女が子育てなど個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき、仕事に前向きに取り組めるよう安定した子育てができるよう支援します。

##### 子育てに関する情報提供と相談

| 事業<br>(新規事業★) |         | 事業の内容                                                             | 事業実施課<br>(新規事業課★)    |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 16            | 相談事業の実施 | 児童委員や子ども家庭支援センターで実施している相談事業において、男女の多様な働き方を支えるための子育て支援に関する相談を行います。 | 子ども家庭支援センター<br>福祉総務課 |

##### 仕事と子育ての両立支援

|    |                      |                                                                       |                 |
|----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 17 | 待機児童の解消と特別保育の実施      | 女性の社会参加・就労参加の環境づくりのため、待機児童の解消に取り組みます。また、保育需要の多様化に対応した保育サービスを検討・実施します。 | 保育課<br>子ども育成課   |
| 18 | ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援 | ひとり親家庭・障害児を育てる家庭の日常生活を支援します。                                          | 障害福祉課<br>子育て推進課 |

##### 地域における子育て支援

|    |                 |                                                                                                          |                         |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 19 | 地域の子育てネットワークづくり | 子育てサークルやボランティア団体など子育て×子育てにかかわる市民の活動を支援し、ネットワーク化を図ることで、保護者の間で子育て情報の共有や子育てに関する悩みの共感をすることにより子育て負担の軽減につなげます。 | 協働推進課<br>子ども家庭支援センター    |
| 20 | 子育てボランティアの育成と活用 | 地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業を通じて、既存の子育て支援では対応が難しい状況にある保護者等を支援し地域ボランティアの活用を図ります。                  | 子ども家庭支援センター             |
| 21 | 地域資源の活用         | 学校施設や空き店舗などの地域資源の活用を検討し、地域での子育て事業を支援します。                                                                 | ★教育総務課<br>子ども育成課<br>保育課 |

### 施策3 男女の多様な働き方のための介護支援

(目標)

男女が共に多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現のために、男女を問わず介護者がサービスを利用しながら仕事と介護や生活を両立できるよう、相談事業や情報提供を行うとともに地域で支えあうネットワーク事業を実施するなど支援します。

#### 介護や福祉に関する情報提供と相談

| 事業<br>(新規事業★) |               | 事業の内容                                                                     | 事業実施課<br>(新規事業課★)       |
|---------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 22            | 介護に関する相談や情報提供 | 地域包括支援センター、福祉相談センター、地域活動支援センター等において相談を行い、適切な支援につなげます。また、広報等を通じて情報提供を行います。 | 高齢福祉課<br>障害福祉課<br>介護保険課 |
| 23            | 民生委員による相談     | 民生委員が地域の高齢者の状態把握に努めるとともに、問題解決のため、適切な援助につなげます。                             | 福祉総務課                   |

#### 仕事と介護の両立支援

|    |                     |                                        |                |
|----|---------------------|----------------------------------------|----------------|
| 24 | 介護保険制度・障害福祉制度の着実な実施 | 介護保険制度・障害福祉制度に基づき居宅サービス、施設サービス等を提供します。 | 介護保険課<br>障害福祉課 |
|----|---------------------|----------------------------------------|----------------|

#### 地域における高齢者支援

|    |             |                                                                            |                              |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 25 | 地域支え合い事業の実施 | 高齢者を地域で支えるため、地域支え合いネットワーク事業を実施し高齢者の生活課題や異変の早期発見に取り組みます。                    | 高齢福祉課                        |
| 26 | 介護予防の推進     | 地域包括支援センターなどで介護予防のための教室を実施します。また、講座等を通じて高齢者の健康づくりに取り組むとともに、地域へのかかわりを支援します。 | 高齢福祉課<br>健康推進課<br>生涯学習推進センター |

## 基本テーマⅢ 雇用の場における男女平等参画の推進

### 現状と課題

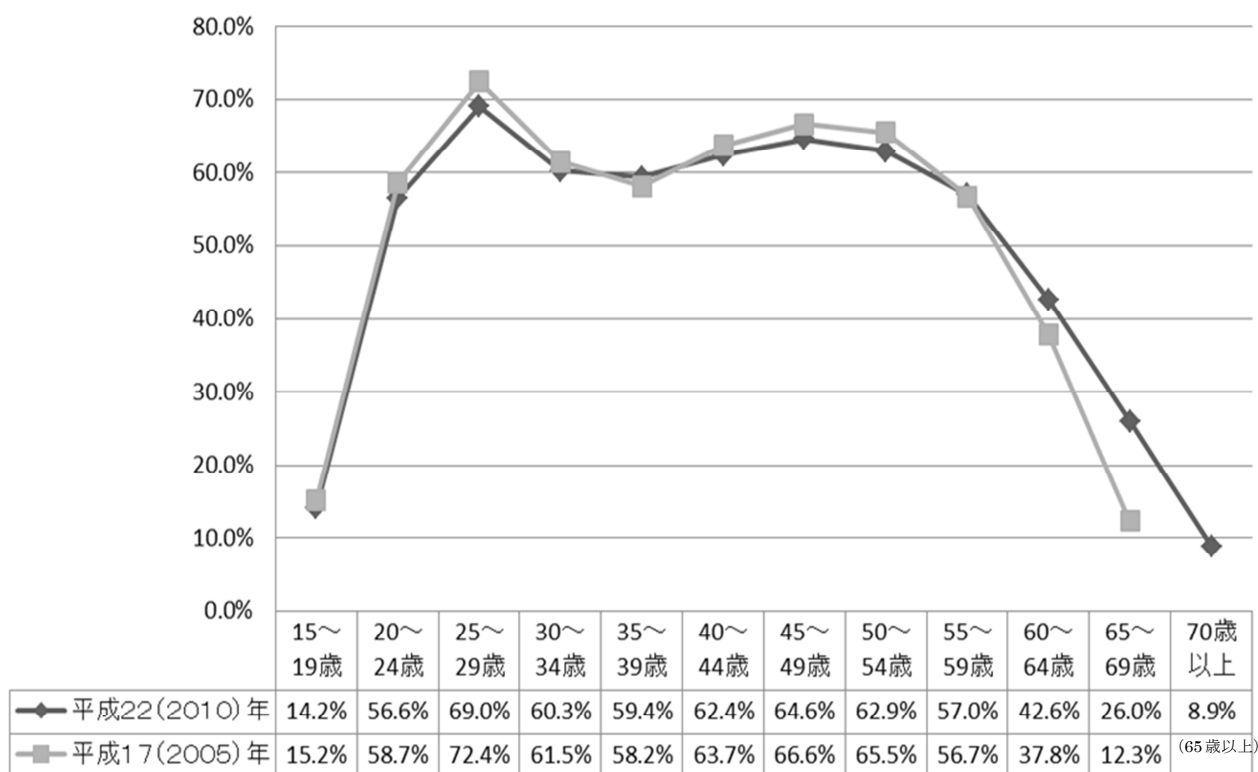
男女が共に能力を十分発揮し、さまざまな分野で活躍できる社会を実現するために、「男女雇用機会均等法」の基本理念である雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保が必要です。

日本の女性は第1子出産を機に6割が離職するといわれており、その労働力率<sup>7)</sup>は子育て期に当たる30歳代で低下する「M字カーブ」を描きます。妊娠・出産・子育てをきっかけに仕事を辞める理由は、就業時間の長さや子どもの預け先の確保の問題が挙げられます。

しかし、就業希望者を加えた女性の潜在的労働力率は高いといわれています。女性の多様な働き方につなげるためには、女性の就業支援と、仕事と子育ての両立できる環境の整備等の対策が不可欠です。

立川市においても、平成22(2010)年の国勢調査<sup>8)</sup>をもとに算出した女性の年齢階層別労働力率は、25～29歳で上昇しますが、30～34歳から下降し、35～39歳が最も低く、40～44歳で再び上昇しています。

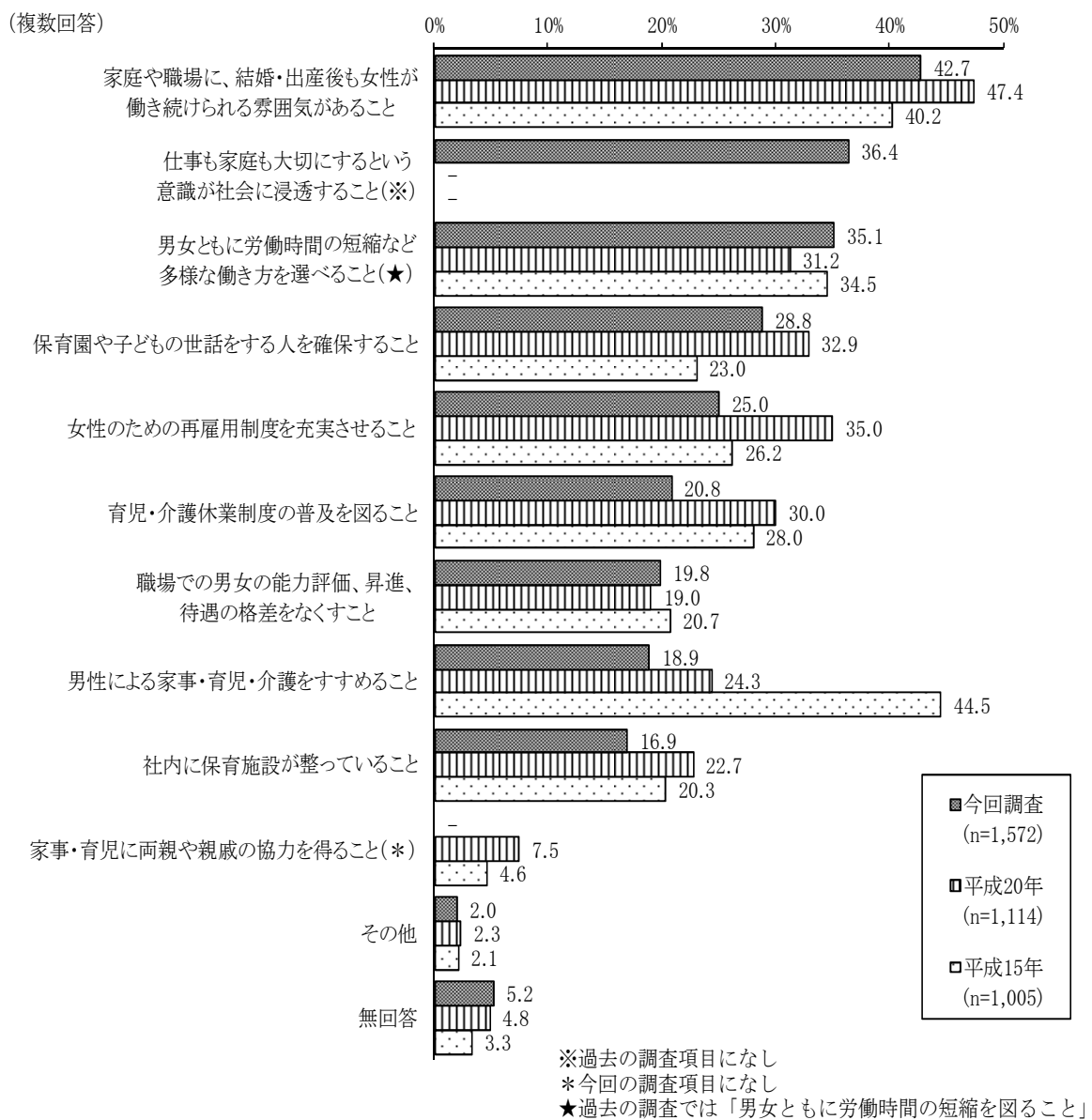
立川市の女性年齢階層別労働力率



平成22(2010)年国勢調査をもとに作成

平成24（2012）年度に行った市民意向調査における「男女がともに働きやすい社会をつくるにはどのようなことが特に必要か」の問いに、「家庭や職場に、結婚・出産後も女性が働き続けられる雰囲気があること」が最も多く、42.7%となっています。次いで「仕事も家庭も大切にするという意識が社会に浸透すること」が36.4%、「男女ともに労働時間の短縮など多様な働き方を選べること」が35.1%と続いており、これら3つの項目が30%を超えています。

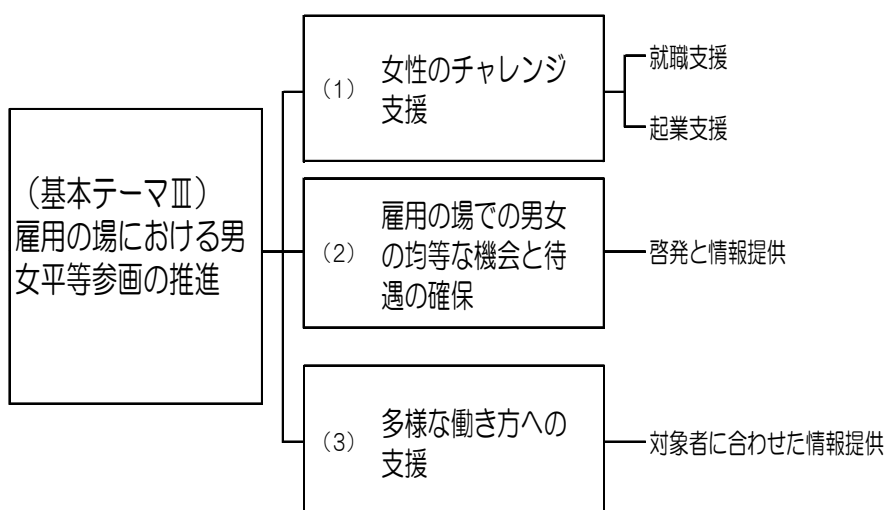
一方、平成15（2003）年調査では最も多かった「男性による家事・育児・介護をすすめること」は、平成20（2008）年調査と今回の調査で大きく減少しています。



市民意向調査（平成24（2012）年度立川市）

地域経済の活性化にとっても、地域における女性の潜在力の発揮、就業や起業の支援は不可欠です。仕事と子育ての両立支援策の充実を図りながら、働く意欲のある女性や活躍したい女性の掘り起し、学び直し、キャリア形成の支援等、女性のライフステージに対応した支援に取り組みます。また、多様な働き方について情報提供を行います。

女性だけでなく、若者、高齢者などの潜在的な能力を持っている人々の労働市場への参加促進も不可欠です。それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、在宅勤務やモバイルワーク等柔軟で多様な働き方が可能となるよう情報提供を行います。



<sup>7)</sup> 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口（就労者と完全失業者）の比率

<sup>8)</sup> 国勢調査：総務省統計局が全国で5年ごとに実施。対象者は調査時（平成 22（2010）年 10 月 1 日午前零時）において、本邦内に常住している者

## 施策1 女性のチャレンジ支援

(目標)

妊娠・出産・子育て等で離職した女性の就業や女性の起業を支援するため、情報提供や関連機関と連携し支援講座等を実施します。

### 就職支援

| 事業<br>(新規事業★) |            | 事業の内容                                          | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|------------|------------------------------------------------|-------------------|
| 27            | 就職のための情報提供 | 就職のための技術や資格の取得のための入門講座や、合同説明会、就職情報等の情報提供を行います。 | 男女平等参画課<br>産業観光課  |
| 28            | 就職支援講座の開催  | 関連機関と連携して、就職支援講座を実施します。                        | 男女平等参画課           |

### 起業支援

|    |                         |                                                                               |                  |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 29 | 起業のための相談業務や情報提供・セミナーの実施 | 関連機関と連携して、起業のための相談業務や情報提供を行うほか、セミナーを実施します。                                    | 男女平等参画課<br>産業観光課 |
| 30 | 運転資金の融資あっせん             | 運転資金を融資あっせんします。                                                               | 産業観光課            |
| 31 | 起業を目指す女性のグループ化の支援       | 様々な分野の企業を目指す女性がネットワークを作り協力して起業できるよう、関連機関と連携してグループ化を支援するとともに女性の起業に役立つ情報を提供します。 | 男女平等参画課<br>産業観光課 |

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策2 雇用場での男女の均等な機会と待遇の確保

(目標)

男女が共に働く意欲が尊重され能力が十分発揮できるよう、男女雇用機会均等法等関係法令等の周知を行うなど雇用に関する情報提供や啓発を図ります。

#### 啓発と情報提供

| 事業<br>(新規事業★) |                     | 事業の内容                                                | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|---------------------|------------------------------------------------------|-------------------|
| 32            | 雇用に関する男女の機会均等への働きかけ | 男女間で等しい労働環境を実現するための働きかけをします。                         | 男女平等参画課<br>産業観光課  |
| 33            | ハラスメント防止対策の推進の啓発    | 職場における、さまざまなハラスメントを防止するための啓発を進めます。                   | 男女平等参画課<br>産業観光課  |
| 34            | 法律や制度の周知            | 「労働法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等雇用に関する様々な法律や制度の周知に努めます。 | 男女平等参画課<br>産業観光課  |

#### 施策3 多様な働き方への支援

(目標)

男女が自分に合った働き方、柔軟で多様な働き方が選択できるよう情報提供を行います。

#### 対象者に合わせた情報提供

|    |                        |                                                     |                                     |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 35 | 多様な働き方に関する情報提供         | 一人ひとりの生活環境やライフステージ、生き方にあった様々な働き方の情報を提供します。          | 男女平等参画課<br>産業観光課                    |
| 36 | ★特別な配慮を必要とする人への情報提供や相談 | 就労を希望するひとり親、高齢者、障害者等様々な困難を抱える人に、働き方の情報提供や相談の支援をします。 | 男女平等参画課<br>子育て推進課<br>産業観光課<br>障害福祉課 |

## 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

この基本テーマは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画「立川市配偶者暴力対策基本計画」として位置付けています。

### 現状と課題

暴力は身体的なものだけでなく、大声でどなる、無視して口をきかない、携帯電話や手紙、メールをチェックするなど精神的なもの、生活費を渡さないなど経済的なものや性的な強要なども暴力にあたります。それらの暴力は単独ではなく複合的、継続的に行われ、その被害者の多くは女性です。

立川市での配偶者等からの暴力の相談件数は、平成 23(2011)年度が 259 件であったのに対し、平成 24(2012)年度は 454 件、平成 25(2013)年度は 444 件と増加傾向にあります。

平成 23(2011)年度に行った「男女間における暴力に関する調査」<sup>9)</sup>では、夫婦間での行為における暴力としての認識は、「足でける」(85.8%)「平手で打つ」(65.6%)などの身体的暴力が高く、「交友関係や電話を細かく監視する」(39.4%)、「何を言っても長期間無視し続ける」(47.4%)など、精神的なものは「暴力」と認識される割合が高くありません。(図表1)

また、配偶者からの被害を受けたことがあった人の 51.3%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」という結果が出ました。(図表2)

10 歳代から 20 歳代の頃交際していた相手からの被害経験については、「なぐったり、けったり」等の身体的暴力は 5.2%、「暴言や交友関係の監視」等の精神的暴力は 6%、「性的強要」は 4.7%となっています。(図表3)

被害を受けたことのある人の相談先は「友人・知人」13.0%が最も多く、19.6%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」という結果が出ています。(図表4)

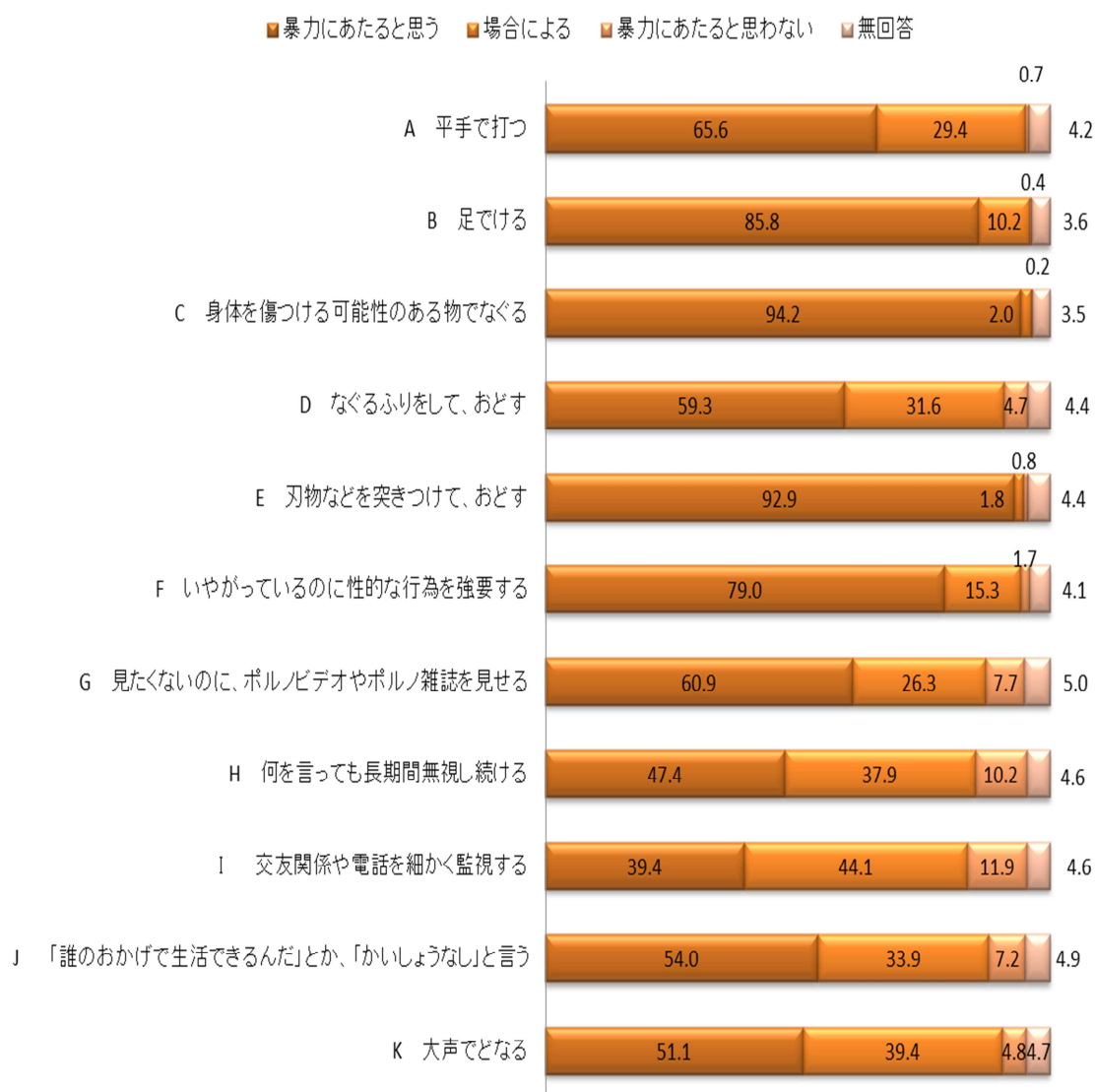
男女間の暴力を防止するために必要なこととして、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」を挙げる人が最も多く、次いで「家庭」や「学校、大学」で「暴力を防止するための教育を行う」が多くなっています。(図表5)

立川市では、平成 23(2011)年度から市の公共施設に「DV被害者支援カード」を設置し、相談窓口の情報提供を行っています。また、DV庁内連絡会を設置し連携体制を整備したほか、行政職員や民生委員へのDV被害者支援に関する研修を行うなど被害者支援に取り組んでいます。女性総合センター・AIMでは被害者の心のケアを行うためカウンセリング事業を実施しています。

配偶者等からのあらゆる暴力を防止するため、暴力防止の意識啓発、被害者の早期発見、相談体制の充実、被害者が安心して自立できるよう関連機関とも連携を取りながら支援を行っていきます。

(図表 1)

## 夫婦間での行為における暴力としての認識

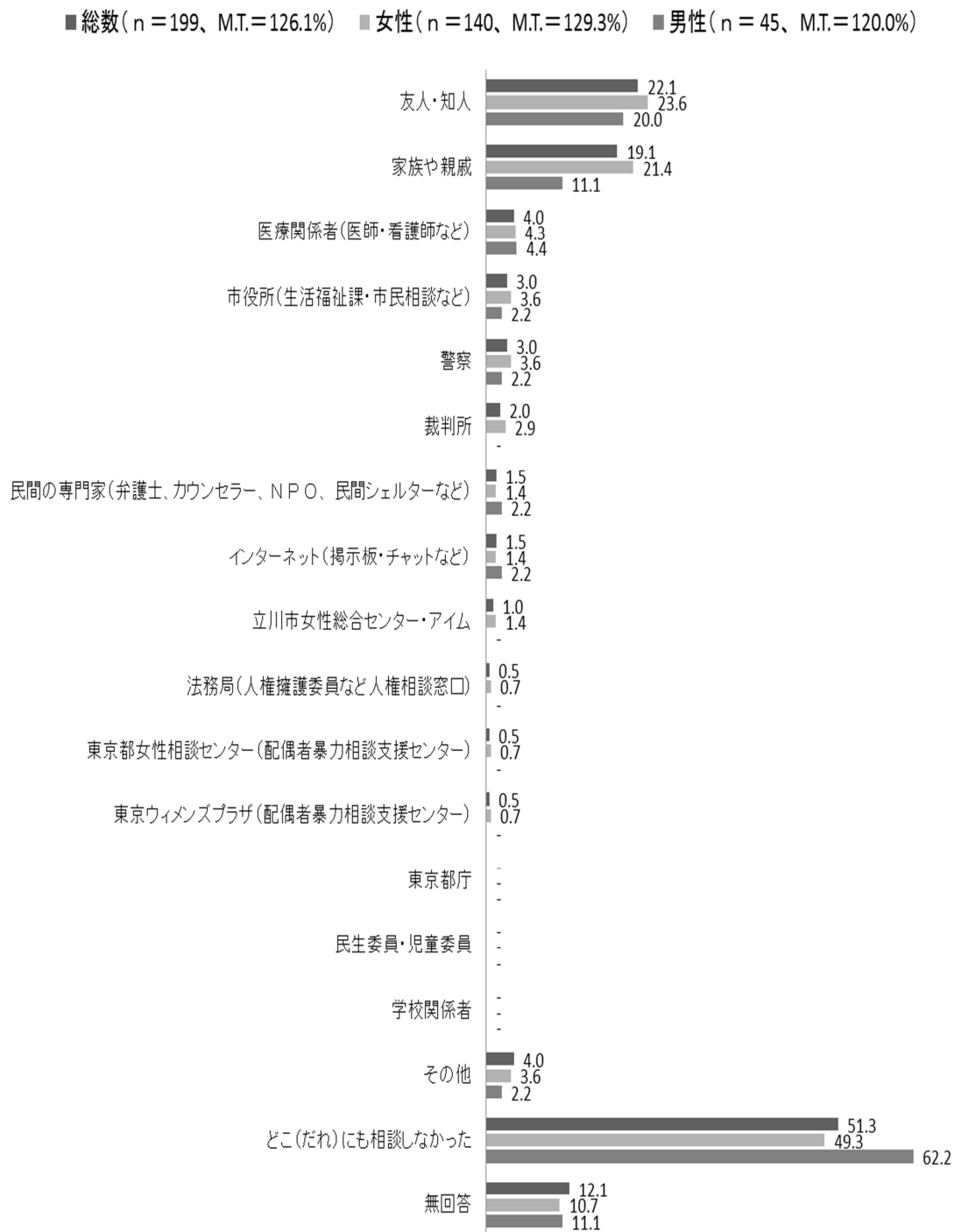


男女間における暴力に関する調査（平成 23（2011）年度立川市）

<sup>9)</sup> 男女間における暴力に関する調査(平成 23（2011）年度)：対象者（市内在住 20 歳以上の男女 2,000 人）抽出方法（住民基本台帳から無作為抽出）調査期間（平成 23（2011）年 7 月～8 月）有効回収数・回収率（832 人、41.6%）

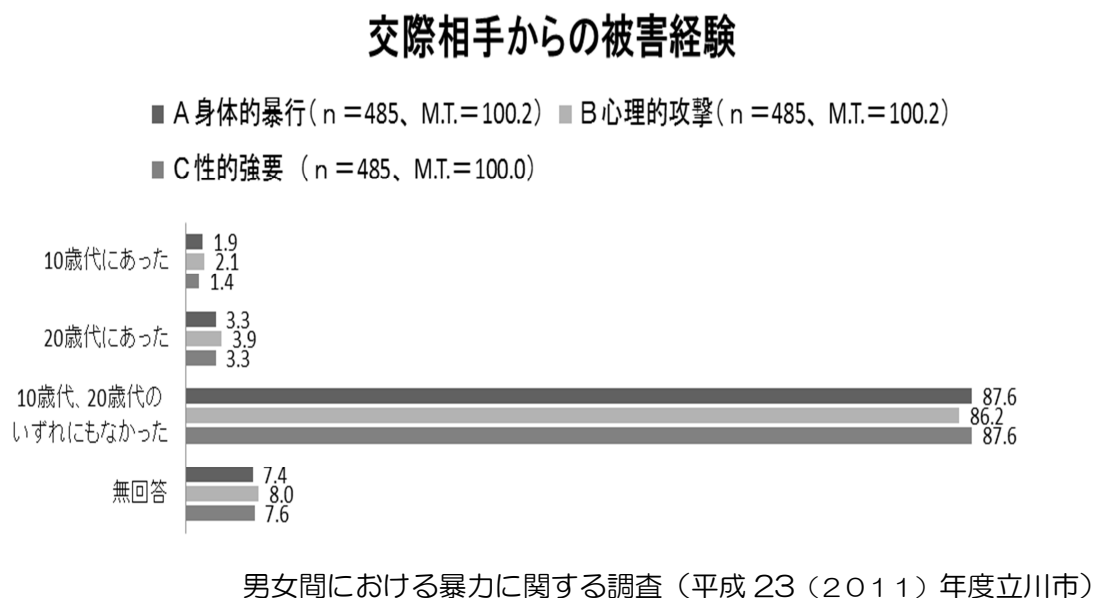
(図表2)

## 配偶者からの被害の相談先



男女間における暴力に関する調査(平成23(2011)年度立川市)

(図表3)



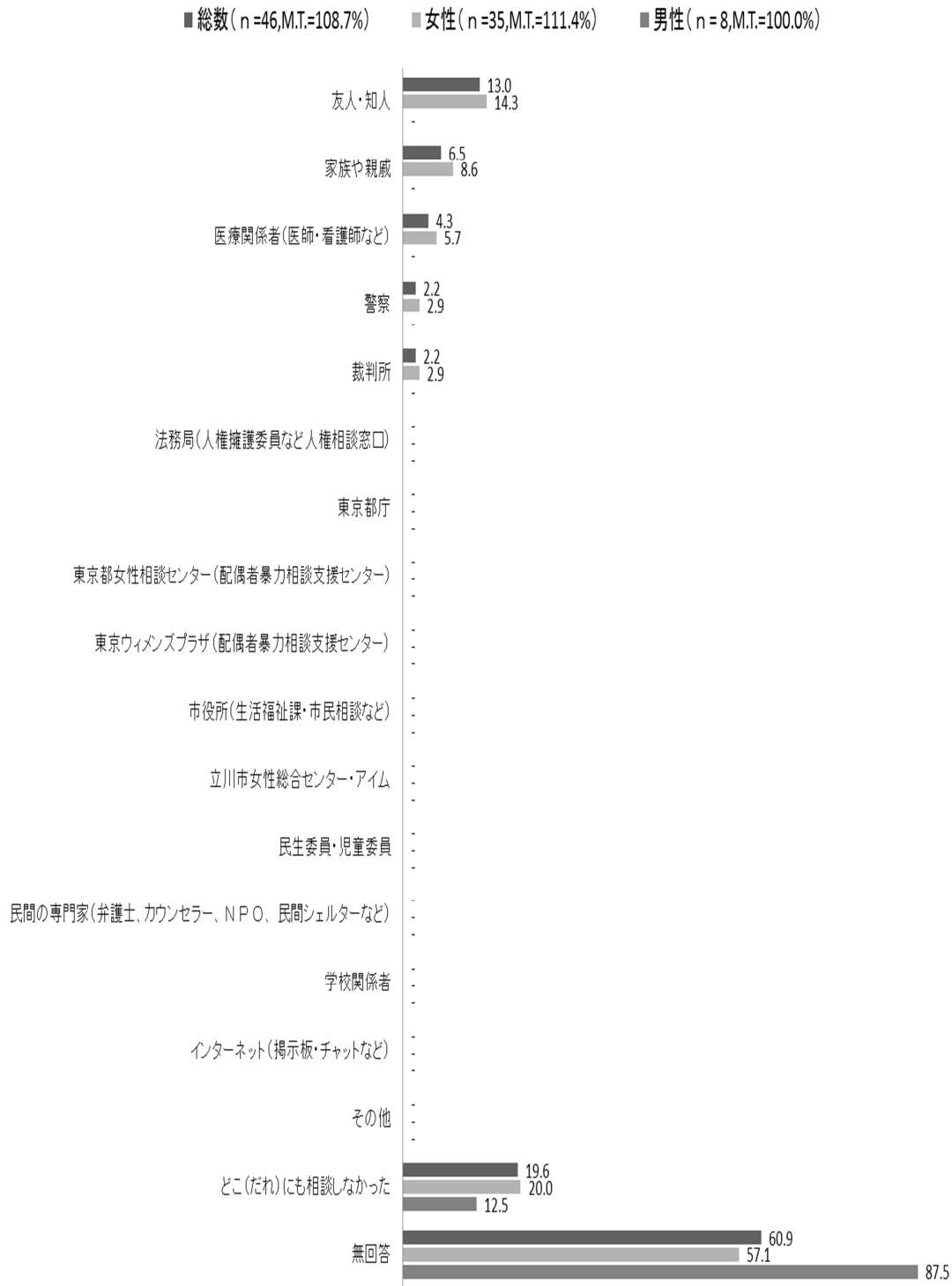
\*図表中のnとは、比率算出の基数を表すもので、回答者総数、または分類別の回答者数のことです。

\*総数は、性別についての無回答者も基数に含めているため、性別の基数の合計が総数と一致しない場合があります。

\*MTは、「Multiple Total」の略で、複数回答の回答合計数を示しており 100%を超えることがあります。

(図表4)

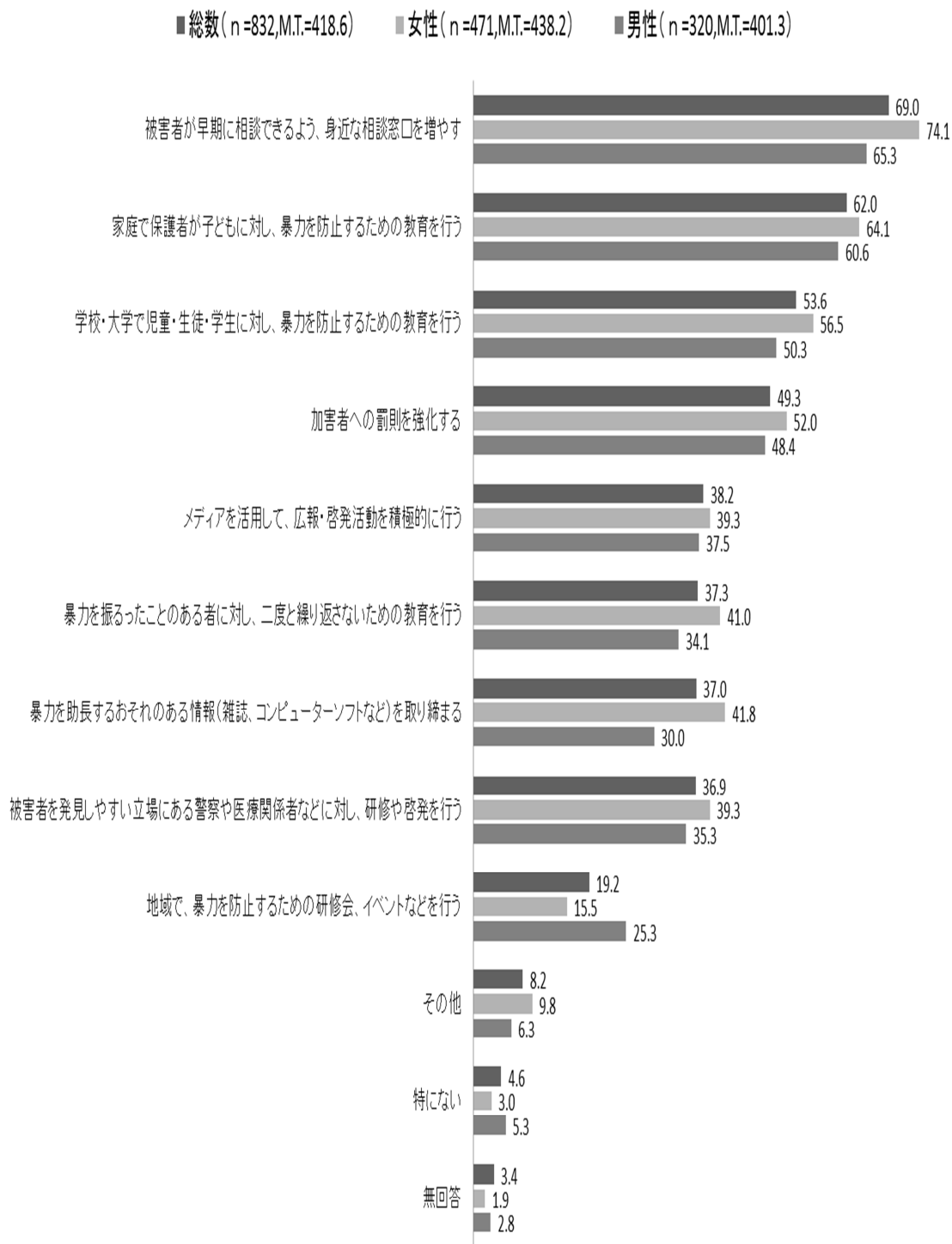
### 交際相手からの被害の相談先



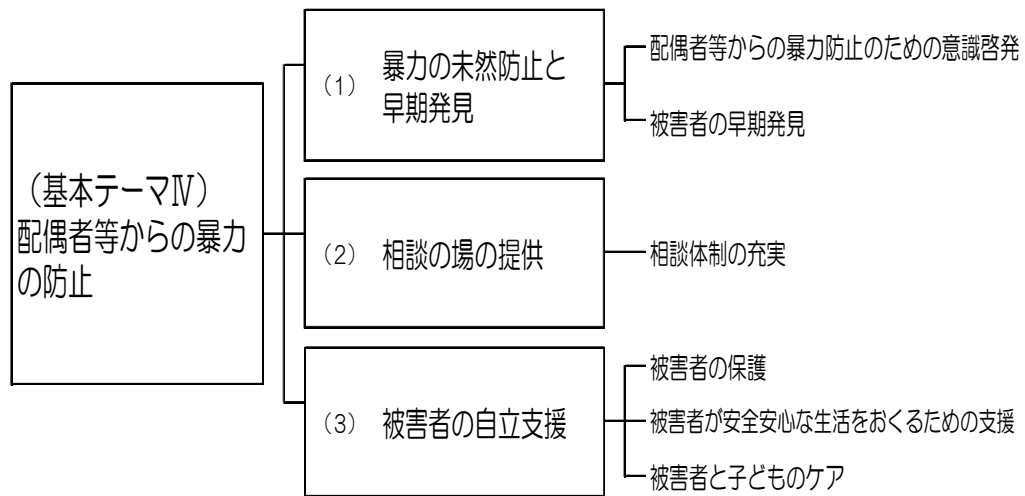
男女間における暴力に関する調査(平成23(2011)年度立川市)

(図表5)

## 男女間の暴力を防止するために必要なこと



男女間における暴力に関する調査（平成 23（2011）年度立川市）



### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策1 暴力の未然防止と早期発見

(目標)

配偶者等からの暴力を未然に防止し、被害者の早期発見や適切な対応を図るため、暴力防止のための幼少期からの予防教育や理解を深めるための意識啓発と情報提供を行い、関連機関と連携し情報共有を行います。

#### 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発

| 事業<br>(新規事業★) |                   | 事業の内容                                                                    | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 37            | 暴力防止のための情報提供と意識啓発 | 内閣府が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた意識啓発や、DV防止支援カードの配布、市広報・ホームページなどを通じて情報提供します。 | 男女平等参画課           |
| 38            | 幼少期からの予防教育の実施     | 若年層への暴力の未然防止の啓発事業や予防教育を実施します。                                            | 男女平等参画課<br>指導課    |

#### 被害者の早期発見

|    |                     |                                                                                      |                  |
|----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 39 | 早期発見と二次被害防止のための職員研修 | 配偶者等からの暴力の被害にあっている人を早期に発見し、二次被害を防止するため職員研修を実施します。                                    | 男女平等参画課<br>人事課   |
| 40 | 庁内連絡体制の充実           | 複合的な問題を抱える被害者に対し、組織的に対応ができるよう関連課と情報共有を図ります。                                          | 生活福祉課<br>男女平等参画課 |
| 41 | 民生委員・児童委員対象の研修      | 地域に密接する民生委員・児童委員を対象とした研修を実施します。                                                      | 福祉総務課            |
| 42 | 関係各機関の役割分担の体系化      | 配偶者等からの暴力の未然防止、早期発見や被害者への適切な対応を可能とするため、地域、行政が連携して取り組めるよう東京都、警察、医療機関などと、連携し被害者を支援します。 | 生活福祉課<br>男女平等参画課 |

## 施策2 相談の場の提供

### (目標)

被害者が、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることを認識し、一人で悩むことがないように、また、早期の段階で相談できるよう相談窓口の周知を行います。被害者が相談しやすい、切れ目のない支援体制を構築し被害者の安全の確保と自立支援に繋がります。

### 相談体制の充実

| 事業<br>(新規事業★) |                             | 事業の内容                                                    | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------|
| 43            | 相談しやすい体制の構築                 | 婦人相談員が切れ目なく確実に相談に応じられるよう体制を充実します。                        | 生活福祉課             |
|               |                             | 民間団体と連携し外国人相談事業から婦人相談員につなげます。                            | 協働推進課             |
|               |                             | 被害者が安心して相談できる環境を整えます。                                    | 男女平等参画課<br>★生活安全課 |
| 44            | 様々な方法による相談窓口の周知             | DV被害者支援カードの配布や市広報等で相談窓口の周知を図ります。                         | 男女平等参画課           |
| 45            | 近隣自治体との連携による相談支援センター機能整備の検討 | 被害者がどこに相談しても同じ対応が受けられる相談支援センター機能の整備について、近隣自治体との連携を検討します。 | 男女平等参画課<br>生活福祉課  |

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策3 被害者の自立支援

(目標)

被害者の安全を確保し、避難したことによって生じる一人ひとりの状況に応じた支援を行い、被害者が安心して生活が送れるよう自立を支援します。カウンセリング事業等で被害者や子ども心の支援に取り組みます。

#### 被害者の保護

| 事業<br>(新規事業★) |                          | 事業の内容                                                     | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------|
| 46            | 民間シェルターに対する支援            | 緊急一時保護施設の充実を、継続して東京都等に要請します。また、民間シェルターに対する補助金の交付等の支援をします。 | 男女平等参画課           |
| 47            | 東京都関係機関との連携強化            | 東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター等との連携を強化し、被害者の保護が切れ目なく行えるように努めます。   | 男女平等参画課<br>生活福祉課  |
| 48            | 個人情報流出等の防止のための庁内体制と意識づくり | 避難したことによって生じる問題に対しの確に対処し、支援を行います。                         | 男女平等参画課<br>市民課    |

#### 被害者が安全・安心な生活を送るための支援

|    |                     |                                                   |                  |
|----|---------------------|---------------------------------------------------|------------------|
| 49 | 被害者の自立支援のための相談体制の充実 | 相談窓口の開設や見守り訪問を行い支援します。                            | 男女平等参画課<br>生活福祉課 |
| 50 | 関係民間団体への支援          | 被害者支援に取り組む民間団体の活動を支援します。                          | 男女平等参画課          |
| 51 | 関係機関との積極的な連携調整      | 女性相談センターや警察等の関連機関、近隣市と連携し、安心・安全な生活が送れるよう自立を支援します。 | 生活福祉課<br>生活安全課   |
| 52 | 母子自立支援事業            | 配偶者等からの暴力により母子での生活を余儀なくされている被害者の経済的自立を支援します。      | 生活福祉課<br>子育て推進課  |
| 53 | 就労情報の提供や資格取得のための支援  | 自立して生活するため就業し、安定した収入を得るための情報提供を行います。              | 男女平等参画課          |

被害者と子どものケア

| 事業<br>(新規事業★) |                  | 事業の内容                                                                                          | 事業実施課<br>(新規事業課★)  |
|---------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 54            | 被害者の心のケア         | 心理相談員等の専門家による相談を通して医療機関などの紹介を行うなど被害者の心のケアに取り組みます。                                              | 男女平等参画課<br>健康推進課   |
| 55            | 被害者の子どもの心のケア     | 精神的に不安定になりがちな子どもに対してのケアを行うとともに、児童相談所等との連携により、虐待等の二次的被害が起こらないよう子ども家庭支援センターや保育園などで、長期的な見守りを行います。 | 保育課<br>子ども家庭支援センター |
| 56            | 被害者の子どもの入学・入園の支援 | 子どもの就学機会、入所機会を確保し子どもと共に生活する被害者を支援します。                                                          | 学務課<br>保育課         |

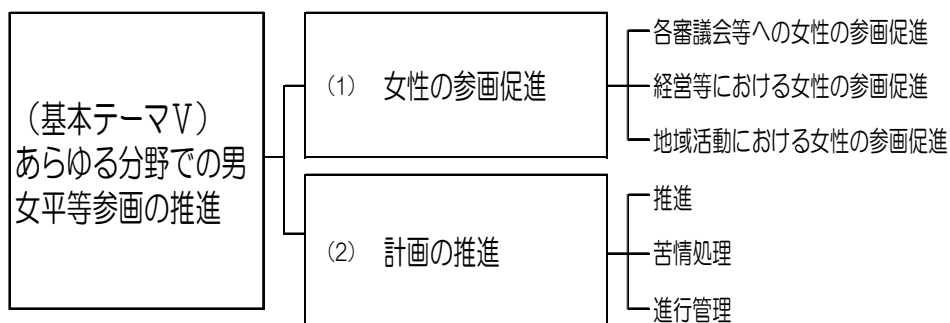
## 基本テーマV あらゆる分野での男女平等参画の推進

### 現状と課題

人口減少、少子化、高齢化の問題に直面する中で、活力ある地域経済・地域社会を構築するためには、あらゆる分野に女性が参画する機会や環境を確保することが必要です。

立川市では、平成21(2009)年に立川市男女平等参画苦情処理委員より、市の施策全般に女性の意見を十分に反映させるため審議会等における女性委員の比率を50%に極力近づけるよう努めることとの勧告を受けました。平成26(2014)年度末までに35%との目標を掲げ女性の登用に取り組んできましたが、達成には至っていません。引き続き、女性委員の登用率の向上に努めます。

また、女性の参画や活躍の好影響は経済だけに限られるものではなく、防災や自治会等多様な地域課題の解決においても重要です。東日本大震災後、地域の防災意識が高まるとともに、避難所の運営や物資の選定等女性の視点を取り入れる必要性が認識されました。国でも、男女平等参画の視点からの防災・復興の取組を重要視しています。関連課と連携しながら、地域活動の場や地域防災活動に女性の積極的な参画を促します。



## 施策1 女性の参画促進

### (目標)

あらゆる分野において女性の積極的な登用を促進します。よりバランスのとれた行政サービスに反映できるよう、審議会等委員への女性の登用や、市や学校での政策決定、方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、地域や事業所における役員等への女性の登用を促します。

また、関連課と連携し、地域活動の場や地域防災活動に、地域活性化の鍵となる女性の参画を促進し、女性が活躍できるよう取り組みます。

### 各審議会等への女性の参画促進

| 事業<br>(新規事業★) |             | 事業の内容                                                         | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|-------------|---------------------------------------------------------------|-------------------|
| 57            | 女性委員の登用率の向上 | 各審議会への女性委員の登用率35%を実現するため、委員の改選時に積極的に女性の登用を図り、全庁的に登用率の向上に努めます。 | 男女平等参画課           |

### 経営等における女性の参画促進

|    |               |                                       |                                  |
|----|---------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 58 | 女性の経営参画への働きかけ | 女性が方針決定の場に参加し、積極的に経営・政策に参画できるよう啓発します。 | 男女平等参画課<br>★人事課<br>★指導課<br>産業観光課 |
|----|---------------|---------------------------------------|----------------------------------|

### 地域活動における女性の参画促進

|    |                |                                                                            |                |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 59 | ★地域や防災活動への参画促進 | 女性が自治会等でリーダーとして地域活動に参加できるよう、女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスなどの情報提供を通じて女性リーダーの育成を図ります。 | 協働推進課          |
|    |                | 災害時や防災活動に於いて女性ならではの視点を生かせるよう講座を開催し、地域の女性防災リーダーを育成し、活動できる場を整備します。           | 男女平等参画課<br>防災課 |

### 第3章 基本テーマごとの施策と事業

#### 施策2 計画の推進

##### (目標)

男女平等参画社会の実現に向け計画を推進します。男女平等参画推進審議会において計画の進捗状況の確認と評価を行い、庁内推進本部・委員会において的確な進行管理に取り組みます。

また、女性の活躍促進を草の根から盛り上げるため、市民団体と連携し取組を進めていきます。

#### 推進

| 事業<br>(新規事業★) |                     | 事業の内容                                                          | 事業実施課<br>(新規事業課★) |
|---------------|---------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 60            | 事業運営のための団体の育成       | 女性総合センター登録団体に対し、団体の活動を支援し育成するとともに、協働して男女平等参画社会への理解を深める活動を行います。 | 男女平等参画課           |
| 61            | 男女平等参画推進審議会による計画の推進 | 計画が着実に推進できるよう、男女平等参画推進審議会で施策や事業についての具体的方策等を審議します。              | 男女平等参画課           |

#### 苦情処理・進行管理

|    |              |                                                                                 |         |
|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 62 | 苦情処理制度の周知と活用 | 制度を周知し、男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について市民や事業者から苦情の申出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。 | 男女平等参画課 |
| 63 | 計画の的確な進行管理   | 男女平等参画推進本部、推進委員会等の庁内組織による進捗状況の検証などを通じて計画の進行管理と的確な報告を行います。                       | 男女平等参画課 |

## 指標と目標値

計画の進捗状況や達成度を確認するため、基本テーマごとに指標と目標値を設定しました。

| テーマ                            | 指標                                | 最新値                                                  | 目標値                                  |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| Ⅰ<br>男女平等参画と人権の意識              | 「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方を持たない市民の割合   | 男性64.7%<br>女性69.2%<br>全体67.3%<br>(平成26年度<br>市民満足度調査) | 全体72%<br>(平成31年度)                    |
|                                | 人権侵害(性差別)防止啓発事業の参加人数              | —                                                    | 150人<br>(平成27～31<br>年度末まで5か年<br>累計)  |
| Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 認定事業所数                            | 6事業所<br>(平成23～25<br>年度末まで3か年<br>累計)                  | 15事業所<br>(平成27～31<br>年度末まで5か年<br>累計) |
|                                | 家庭生活で「子育て」を夫婦で協力して行う人の割合          | 32.1%<br>(平成24年度<br>市民意向調査)                          | 40%<br>(平成31年度)                      |
|                                | 家庭生活で「介護」を夫婦で協力して行う人の割合           | 35.3%<br>(平成24年度<br>市民意向調査)                          | 40%<br>(平成31年度)                      |
|                                | 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の周知度 | 44.8%<br>(平成26年度<br>市民満足度調査)                         | 60%<br>(平成31年度)                      |
|                                | 育児・介護休業規定を定めている事業所の割合(育児)         | 93.2%<br>(平成25年度<br>東京都)                             | 100%<br>(平成31年度)                     |
|                                | 育児・介護休業規定を定めている事業所の割合(介護)         | 89.9%<br>(平成25年度<br>東京都)                             | 100%<br>(平成31年度)                     |
|                                | カウンセリング相談者のうち男性の割合                | 4.5%<br>(平成25年度)                                     | 10%<br>(平成31年度)                      |

指標と目標値

| テーマ                                  | 指標                                                           | 最新値                                         | 目標値                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| Ⅲ<br>雇用の場における男女平等参画の推進               | 女性の労働力率（３０歳～３９歳）                                             | ５９．８％<br>（平成２２年国勢調査立川市）                     | ７２％<br>（平成３１年度）                    |
|                                      | 女性の起業支援講座開催件数及び参加人数                                          | ７回<br>（平成２５年度末までの累計）                        | １０回<br>２００人<br>（平成２７～３１年度末まで５か年累計） |
|                                      | 再就職支援講座受講者の就業                                                | ７５人<br>（平成２５年度末までの累計）                       | １００人<br>（平成２７～３１年度末まで５か年累計）        |
| Ⅳ<br>配偶者等からの暴力の防止                    | 夫婦間における①「平手で打つ」②「殴るふりをして脅す」③「交友関係を細かく監視する」の各行為について暴力だと思う人の割合 | ①６５．６％<br>②５９．３％<br>③３９．４％<br>（平成２３年度立川市調査） | １００％<br>（平成３１年度）                   |
|                                      | 女性総合センター・アイムカウンセリング相談の周知度                                    | —                                           | ５０％<br>（平成３１年度）                    |
|                                      | 配偶者等から暴力被害にあった人のうち、どこかに（誰かに）相談した人の割合                         | ３６．６％<br>（平成２３年度立川市調査）                      | ８０％<br>（平成３１年度）                    |
|                                      | 過去２年間にドメスティック・バイオレンスの被害を経験した人の割合                             | 女性３６．３％<br>男性１８．８％<br>（平成２３年度立川市調査）         | 根絶を目指す                             |
| 女<br>平<br>等<br>参<br>画<br>の<br>推<br>進 | V 審議会等委員に占める女性の割合                                            | ２６．７％<br>（平成２５年度）                           | ３５％<br>（平成３１年度）                    |
|                                      | 地域活動や防災活動に関する講座への女性の参加人数                                     | —                                           | １５０人<br>（平成２７～３１年度末まで５か年累計）        |

## 市民・地域・事業者・行政の役割

男女平等参画の推進は、市の取組だけでなく、市民・事業者の皆様一人ひとりがその大切さを理解し、それぞれの役割を担い、次のような項目に主体的に取り組んでいただくとともに、市民・地域・事業者・行政が共に連携し、社会全体で取り組む必要があります。市は、この計画に掲げられた事業を着実に実施し、市民・地域・事業者・行政がともに連携しやすいしくみづくりを進めます。

### ○男女平等参画と人権の意識づくり

| テーマ                  | 施策               | 市の役割                                                                                                                                              | 市民の役割・地域の役割                                                                                                                         | 事業者の役割 |
|----------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Ⅰ<br>男女平等参画と人権の意識づくり | (1) 男女平等参画の意識づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムや講座、広報紙などさまざまな方法で固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や情報提供を行います。</li> <li>・行政職員や教職員が研修等を通じ男女平等参画への理解を深めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男」や「女」でなく、「人」として認め合いましょう。</li> <li>・男女平等参画に関する催しや講座等に積極的に参加し、学習したことをみんなに広めましょう。</li> </ul> |        |
|                      | (2) 人権の意識づくり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座や学校教育を通じ、人権の視点から性差別防止の啓発・情報提供を行います。</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣習やしきたりがないか話し合い、見直しましょう。</li> </ul>                                    |        |

## 〇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

| テーマ                            | 施策                           | 市の役割                                             | 市民の役割・地域の役割                                                                                                                                          | 事業者の役割                                                                                      |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり | ・生き方や働き方を考える講座を開催します。                            | ・多様な価値観や生き方を認め合いましょう。<br><br>・身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣行やしきたりがないか話し合い、これを見直しましょう。                                                                       |                                                                                             |
|                                |                              | ・男女が家庭生活をバランスよく担うことができるよう、男性を対象とした家事・育児講座を開催します。 | ・育児や家事、介護は、家族みんなが力を合わせて行いましょう。                                                                                                                       |                                                                                             |
|                                |                              | ・働きやすい環境づくりに取り組む事業所の認定を行います。                     |                                                                                                                                                      | ・従業員が仕事と生活のバランスをとりながら、育児・介護等に参加できるよう、時間外労働の制限や勤務時間の短縮、多様な働き方の導入など、就業環境の整備を進めましょう。           |
|                                |                              | ・事業所に、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備を働きかけます。            | ・仕事における時間の使い方を見直し、無理・無駄がないか点検するとともに、残業時間の短縮に努めましょう。<br><br>・充実した働き方を目指して、仕事に関する知識や技術の向上など、スキル・アップを図りましょう。<br><br>・育児休業・子の看護休暇・介護休業などの制度を積極的に活用しましょう。 | ・育児休業、子の看護休暇、介護休業などについて、従業員に積極的に情報を提供するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めましょう。                      |
|                                |                              | ・男女が地域活動に積極的に参加できるよう、情報提供や、事業所への働きかけを行います。       | ・行政のしくみやまちづくりにも関心をもち、積極的に地域活動に参加しましょう。<br><br>・男性も、積極的に地域活動に参加しましょう。                                                                                 | ・次世代育成対策推進法に基づいた取組を進めましょう。<br><br>・従業員が、性別にかかわらず学校行事やPTA活動等、地域活動のための休暇を取りやすい職場づくりに取り組みましょう。 |

| テーマ                            | 施策                        | 市の役割                                                                                                                                                                                                 | 市民の役割・地域の役割                                                                                                                                   | 事業者の役割 |
|--------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Ⅱ<br>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | （２）<br>男女の多様な働き方のための子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の男女が、多様な働き方・生き方が選択できるよう、子育て相談や待機児の解消、特別保育を実施します。また、ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援を行います。</li> <li>・子育てネットワークや、ボランティアの育成と活用、学校施設等の地域資源を活用して、地域で子育てを支援します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て・介護活動等に協力しましょう。</li> <li>・育児・介護の負担を軽減できるように、サービスや制度を利用したり、地域での支えあいのしくみづくりを進めましょう。</li> </ul> |        |
|                                | （３）<br>男女の多様な働き方のための介護支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・親等の介護をしている男女が、制度を利用しながら多様な働き方・生き方が選択できるよう、相談や情報提供、地域支えあい事業や生活安定、介護予防のためのさまざまな事業に取り組みます。</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て・介護関係のNPOやボランティア団体と連携して子育て・介護支援のネットワーク化を図りましょう。</li> </ul>                                      |        |

○雇用の場における男女平等参画の推進

| テーマ                 | 施策                       | 市の役割                                                                                                           | 市民の役割・地域の役割                                                                                     | 事業者の役割                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 雇用の場における男女平等参画の推進 | (1) 女性のチャレンジ支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を十分に発揮できるよう、就職に必要な技術を身につける機会を提供するとともに、再就職や起業を支援します。</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した働き方を目指して、仕事等に関する知識や技術の向上などスキルアップを図りましょう。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     | (2) 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保を事業所に働きかけるとともに、法律や制度について周知、情報提供を行います。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性も男性も、働くことにおいて対等であるという意識を持ちましょう。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における男女の固定的役割分担を見直し、性別に関わらず従業員一人ひとりの能力が発揮され、いきいきと働ける職場環境づくりに努めましょう。</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けて、研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整えましょう。</li> <li>・男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法令を遵守しましょう。</li> </ul> |
|                     | (3) 多様な働き方への支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人が処遇・労働条件について正しい知識を身につけ、自分に合った働き方を選択できるよう法令の周知や情報提供を行います。</li> </ul> |                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な就業形態の導入について検討しましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
|                     |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな困難な状況に置かれながら就労を希望する人に、関連支援機関と連携し情報提供や相談を行い、就労を支援します。</li> </ul>   |                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな困難な状況に置かれている人の雇用について、支援機関等と連携ししくみづくりに努めましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
|                     |                          |                                                                                                                |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     |                          |                                                                                                                |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |

## ○配偶者等からの暴力の防止

| テーマ                | 施策                  | 市の役割                                                                                                                 | 市民の役割・地域の役割                                                                                                                                                               | 事業者の役割 |
|--------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| IV<br>配偶者等からの暴力の防止 | (1)<br>暴力の未然防止と早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の未然防止と発見のため意識啓発に取り組みます。被害者を早期発見するために、関係機関等と連携し、窓口や連絡体制の充実を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な価値観や生き方を認め合いましょう。</li> <li>・配偶者等からの暴力は人権侵害であることを認識しましょう。</li> <li>・何気ない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックしてみましょう。</li> </ul>             |        |
|                    | (2)<br>相談の場の提供      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を提供し、周知するとともに、被害者の保護につなげます。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力を受けているかもしれない」と思ったら、ひとりで悩まず、すぐに相談機関に相談しましょう。</li> <li>・配偶者等からの暴力の被害の潜在化を防ぐため、隣近所での声かけや関係機関への相談など、積極的に援助しましょう。</li> </ul> |        |
|                    | (3)<br>被害者の自立支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連機関と連携し被害者の保護に取り組み、安全で安心して生活を送ることができるよう、経済的支援や心のケアを行います。</li> </ul>         |                                                                                                                                                                           |        |

○あらゆる分野での男女平等参画の推進

| テーマ                    | 施策          | 市の役割                                                                                                  | 市民の役割・地域の役割                                                                                                                    | 事業者の役割                                                                                                            |
|------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| V<br>あらゆる分野での男女平等参画の推進 | (1) 女性の参画促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の審議会、企業経営、地域など、あらゆる分野での女性の参画を進めます</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性は、政策・方針決定の場に積極的に参画し、意見を述べましょう。</li> <li>・性別にかかわらず、ふさわしい人をリーダーに選び、協力しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職域の拡大や昇進等にあたっては、性別の違いでなく、一人ひとりの能力等に基づいて判断し、男女が共に活躍できるようにしましょう。</li> </ul> |
|                        | (2) 計画の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画社会の実現のための事業を、関係する市民団体と協働で実施するとともに団体の育成を図ります。</li> </ul> |                                                                                                                                |                                                                                                                   |

## 男女平等参画推進の国・東京都・立川市の動き

|             | 国                                                                                     | 東京都                                                                | 立川市                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 昭和60(1985)年 | ・「男女雇用機会均等法」成立<br>・「女子差別撤廃条約」批准                                                       |                                                                    |                                                                 |
| 昭和63(1998)年 |                                                                                       |                                                                    | ・「立川市婦人行動計画」策定                                                  |
| 平成 3(1991)年 | ・「育児休業法」成立                                                                            | ・女性問題解決のための東京都行動計画策定<br>「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」                      |                                                                 |
| 平成 6(1994)年 |                                                                                       |                                                                    | ・女性総合センター「アイム」開館                                                |
| 平成 7(1995)年 | ・「第4回世界女性会議」北京開催<br>「行動綱領」「北京宣言」採択<br>・日本「ILO156号条約」批准<br>・「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正      |                                                                    |                                                                 |
| 平成 8(1996)年 |                                                                                       |                                                                    | ・第2次立川市女性行動計画策定<br>「男女が共にいきいき暮らすための立川プラン」<br>・男女共同参画都市宣言        |
| 平成 9(1997)年 | ・「男女雇用機会均等法」改正<br>・「育児・介護休業法」改正                                                       |                                                                    |                                                                 |
| 平成10(1998)年 |                                                                                       | ・男女平等推進のための東京都行動計画策定<br>「男女が平等に参画するまち東京プラン」                        |                                                                 |
| 平成11(1999)年 | ・「男女共同参画社会基本法」成立                                                                      |                                                                    |                                                                 |
| 平成12(2000)年 | ・「男女共同参画社会基本計画」策定                                                                     | ・「東京都男女平等参画基本条例」成立                                                 | ・立川市第3次男女共生社会推進計画策定                                             |
| 平成13(2001)年 | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立<br>・「育児・介護休業法」改正                                       |                                                                    | ・女性情報誌「WITH」と消費生活情報誌「しんぶん」を統合し、「アイム」創刊                          |
| 平成14(2002)年 |                                                                                       | ・男女平等参画のための東京行動計画策定<br>「チャンス&サポート東京プラン2002」                        |                                                                 |
| 平成15(2003)年 | ・「次世代育成支援対策推進法」成立                                                                     |                                                                    |                                                                 |
| 平成16(2004)年 | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正<br>・「育児・介護休業法」改正                                       |                                                                    |                                                                 |
| 平成17(2005)年 | ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定                                                                  |                                                                    | ・立川市第4次男女共生社会推進計画策定<br>「男女共生社会実現のための立川プラン」<br>・民間シェルターへの助成開始    |
| 平成18(2006)年 | ・「男女雇用機会均等法」改正                                                                        | ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定                                                |                                                                 |
| 平成19(2007)年 | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正<br>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ・男女平等参画のための東京行動計画改定<br>「チャンス&サポート東京プラン2007」                        | ・「立川市男女平等参画基本条例」成立                                              |
| 平成20(2008)年 | ・「次世代育成支援対策推進法」改正                                                                     |                                                                    |                                                                 |
| 平成21(2009)年 | ・「育児・介護休業法」改正                                                                         | ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定                                                | ・立川市男女平等参画苦情処理委員から審議会等委員の女性比率について市長に改善勧告<br>・第1回「たちかわ男女平等フォーラム」 |
| 平成22(2010)年 | ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定<br>・「第3次男女共同参画基本計画」策定             |                                                                    | ・立川市第5次男女平等参画推進計画策定                                             |
| 平成23(2011)年 |                                                                                       |                                                                    | ・男女間における暴力に関する調査（市民アンケート）                                       |
| 平成24(2012)年 |                                                                                       | ・男女平等参画のための東京行動計画改定<br>「チャンス&サポート東京プラン2012」<br>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 | ・ワーク・ライフ・バランス事業所認定制度創設                                          |
| 平成25(2013)年 | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正                                                       |                                                                    |                                                                 |
| 平成26(2014)年 | ・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性の輝く社会』の実現」が掲げられる。                                 |                                                                    | ・「アイム」開館20周年                                                    |



資 料



## 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、男女が互いの人権を尊重し、平等に生きることを基本理念として、ともにいきいきと豊かに暮らす男女共生社会の実現をめざして、ここに立川市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 わたしたちは、ともに性別にとらわれず一人ひとりが自立して認め合い、いきいきと暮らせるまちをつくれます。
- 1 わたしたちは、ともに社会のあらゆる分野に自らの意思で参画し、魅力にあふれたまちをつくれます。
- 1 わたしたちは、ともに平和な社会を願い、友好の輪を世界へ広げるやさしいまちをつくれます。

平成 8 年 10 月 2 日

立 川 市

立川市男女平等参画基本条例

平成 19 年 6 月 25 日条例第 60 号

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

立川市は、日本国憲法のこの理念に基づき、平成 8 年 10 月に東京都で最初に男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が共にいきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざした施策を推進してきました。

21 世紀を迎えた今日、立川市が今後も活力ある住みやすいまちとして発展していくためには、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、輝ける社会を築いていかなければなりません。

立川市は、ここに、男女の人権が尊重され、男女が社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざし、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画の促進について、基本理念並びに立川市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人の意思と責任により多様な生き方を選択することができ、かつ、その生き方が尊重されること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で共に参画し、責任を担うこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案並びに決定過程に参画する機会が確保され、その個人の能力が十分に発揮できること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の促進にあたり、市民、事業者並びに国及び東京都その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女平等参画施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、その事業活動について、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と育児、介護その他の家庭生活等における活動との両立ができるよう支援に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長し、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本的施策

(推進計画)

第 9 条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 市長は、推進計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、第 16 条に規定する立川市男女平等参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第 10 条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表する。

2 市長は、前項に規定する年次報告について、第 16 条に規定する立川市男女平等参画推進審議会から意見が付されたときは、その意見の概要を公表しなければならない。

(普及広報)

第11条 市は、市民及び事業者の男女平等参画についての理解を深めるため、普及広報活動に努めなければならない。

### 第3章 苦情の処理

（苦情の申出）

第12条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、次条に規定する立川市男女平等参画苦情処理委員に苦情の申出をすることができる。

（苦情処理委員の設置等）

第13条 市長は、前条に規定する苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、立川市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

（苦情処理委員の職務）

第14条 苦情処理委員は、苦情の申出を処理するため、苦情の申出に係る施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう市長に勧告することができる。

（守秘義務）

第15条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### 第4章 立川市男女平等参画推進審議会

（設置）

第16条 市長の諮問に応じ、推進計画及び男女平等参画施策について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第17条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) その他男女平等参画の促進に関する重要事項に関すること。

（組織）

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第19条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体の代表者 6人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

### 第5章 雑則

（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（立川市男女共生社会推進会議条例の廃止）

2 立川市男女共生社会推進会議条例（昭和63年立川市条例第23号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に策定されている推進計画は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。

4 この条例による廃止前の立川市男女共生社会推進会議条例の規定により設置された立川市男女共生社会推進会議は、第16条の規定によって設置された審議会となり、同一性をもって存続する。

## 男女共同参画社会基本法

発令 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。  
一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が  
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男  
女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を  
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付  
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の  
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要  
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を  
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方  
公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取  
組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定  
する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実  
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形  
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及  
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める  
ことにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画  
的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成  
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお  
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等  
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ  
とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ  
とをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間  
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい  
ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを  
いう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取  
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する  
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される  
ことを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等  
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中  
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の  
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の  
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする  
ように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政  
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
ければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族  
の介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の  
活動を行うことができるようにすることを旨として、行  
われなければならない。

#### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男  
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ  
ればならない。

#### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参  
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と  
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関  
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的  
に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策  
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施  
策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会  
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関  
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置  
その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の  
形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の  
促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会  
の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成  
し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策

#### （男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関  
する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共  
同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男  
女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について  
定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 二 議長は、会務を総理する。

（議員）

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 二 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 三 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 四 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

## 資 料

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現向け  
た取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、  
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもか  
わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこな  
かった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合  
女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶  
者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等  
の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、  
人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者か  
らの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ず  
ることが必要である。このことは、女性に対する暴力を  
根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿う  
ものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相  
談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配  
偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、こ  
の法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、  
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻  
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以  
下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言  
動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対  
する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体  
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ  
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ  
った者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むも  
のとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴  
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして  
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、  
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関  
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の  
事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防  
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、  
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣  
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において  
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下  
この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」  
という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条  
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本  
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する  
基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための  
施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の  
ための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ  
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議  
しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した  
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道  
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条  
において「都道府県基本計画」という。）を定めなければ  
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定  
めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する  
基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための  
施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の  
ための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に  
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村  
における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお  
いて「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めな  
ければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町  
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ  
れを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県  
基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言  
その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談  
所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴  
力相談支援センターとしての機能を果たすようにするも  
のとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設におい  
て、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての  
機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力  
の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行う  
ものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応する  
こと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介する  
こと。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は  
心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあって  
は、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五  
条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全  
の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就  
業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等につ  
いて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その  
他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情  
報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行う  
こと。

## 資 料

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

二 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

三 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

四 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止す

るための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

二 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力

が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３ 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４ 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５ 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親

族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２ 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２ 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２ 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及び

これに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２ 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２ 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手

からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係に

ある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八條の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九條 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

## 資 料

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

発令 昭和 60 年 7 月 1 日条約第 7 号  
最終改正：昭和 60 年 7 月 1 日条約第 7 号

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

## 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a） 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b） 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（c） 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d） 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

（e） 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（f） 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（g） 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a） 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

## 資料

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第三部

### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第四部

## 第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

## 第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに係る配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第五部

## 第十七条

1 この条約の実施に関する進捗（ちよく）状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家が構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

## 資 料

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

### 第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間を合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

### 第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第六部

### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第二十六条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第二十七条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

### 第二十八条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 第12期立川市男女平等参画推進審議会

任期：平成25年7月1日～平成27年6月30日

委員：12人（うち学識経験者3人・関係市民団体代表5人・公募市民4人）

## ・委員名簿

（50音順・敬称略）

|        |        |                         |
|--------|--------|-------------------------|
| 学識経験者  | 酒井 美恵子 | 国立音楽大学准教授               |
|        | 露木 肇子  | 弁護士（東京弁護士会多摩支部）         |
|        | 長島 佐恵子 | 中央大学法学部准教授              |
| 関係市民団体 | 金城 由紀  | 連合三多摩ブロック地域協議会多摩中央地区協議会 |
|        | 小林 章子  | アイム登録団体（女性の視点を活かす会・アエネ） |
|        | 佐藤 良子  | 立川市自治会連合会               |
|        | 中村 陽子  | 立川商工会議所                 |
|        | 矢野 美智子 | アイム登録団体（新日本婦人の会立川支部）    |
| 公募市民   | 太田 靖敏  | 公募市民                    |
|        | 片野 勸   | 公募市民                    |
|        | 笹浪 真知子 | 公募市民                    |
|        | 二場 美由紀 | 公募市民                    |

## ・審議会討議経過

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 平成25年7月     | 諮問「立川市第6次男女平等参画推進計画の策定にあたっての基本的な考え方について」    |
| 平成25年9月～12月 | 立川市第6次男女平等参画推進計画策定について討議（計3回）               |
| 平成26年1月     | 第1次答申「立川市第6次男女平等参画推進計画の策定にあたっての基本的な考え方について」 |
| 平成26年4月～11月 | 立川市第6次男女平等参画推進計画策定について討議（計6回）               |
| 平成27年1月     | 第2次答申「立川市第6次男女平等参画推進計画の策定にあたっての基本的な考え方について」 |



## 立川市第 6 次男女平等参画推進計画

平成 27（2015）年 6 月 発行

発行 立川市

編集 立川市 総合政策部 男女平等参画課  
〒190-0012 立川市曙町 2 丁目 36 番 2 号

電話 (042)528-6801

FAX (042)528-6805

